文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化資源活用課

FUNDRAISING HANDBOOK FOR CULTURAL PROPERTIES

文化財保護のための資金調達ハンドブック ― 社会総がかりで守ろう

文化庁

社会総がかりで守ろう

地域のたからもの

文化財保護のための資金調達ハンドブック

2026年度版

FUNDRAISING HANDBOOK FOR CULTURAL PROPERTIES



CONTENTS

はじめに 04

TOPIC 1 文化財をとりまく環境 05

TOPIC 2 文化財と資金調達 08





1 寄付収入 …… 11

クラウドファンディング 12

資金調達の多様化と松浜軒の全国PRを実現（熊本県八代市） 14

地域と連携し祭りばやしの運営資金を確保（東京都小平市） 15

従来の運営手法からの脱却を目指した挑戦（東京都文京区） 16

未表装の「金堂壁画模写」を未来へ繋ぐ（秋田県大仙市） 17

投資型クラウドファンディングを通じて、地域と共創する活用施設へ（神奈川県鎌倉市） 18

ふるさと納税 20

「岐阜城整備計画」推進へ、寄付金を創設（岐阜県岐阜市） 22

個人負担を軽減し茅葺屋根の葺き替えを実現（京都府船井郡京丹波町） 23

企業支援 24

企業版ふるさと納税で、城跡の発掘調査とPRを実施（岐阜県山県市） 26

村人の想いが結んだ縁、伝統芸能への寄付（山形県鮭川村） 27

指定寄附金制度 28

指定寄附金制度を使って文化財の大修理（福井県敦賀市） 30

その他の寄付にかかる取組 32

非公開文化財の限定公開時における寄付募集（香川県土庄町） 34

「資金」だけでなく「人手」も募って文化財を未来に残す（青森県弘前市） 35

景観利用者からの寄付を歴史的資産の保全に繋げる（神奈川県横浜市） 36

2 公的資金・助成金収入 …… 37

民間助成・助成団体 38

百人一首格天井画の修復を助成で実施（栃木県小山市） 39

複数の民間助成を利用して、所有文化財の修理の負担を軽減（東京都町田市） 40

3 事業収入 …… 41

国の指定を受けた法人による金融支援 42

重要文化財の保存と活用のモデルケースへ（奈良県奈良市） 44

重伝建地区でのモデルケースへ（長野県塩尻市） 45

ユニークベニュー 46

ユニークベニュー活用でさらなる魅力向上と保存と活用の好循環へ（熊本県熊本市） 48

その他の活用方策 50

入場料設定の工夫

需要予測に基づく料金・定員・導線設計（京都府京都市） 52

姫路城を未来へつなぐため、入場料区分を新たに設定へ（兵庫県姫路市） 54

紙チケットとの差別化で、デジタル化の促進＆待ち時間解消（長野県松本市） 55

宿泊施設としての活用

エリア全体の高付加価値化の中核を担う宿泊施設への転用（愛知県犬山市） 56

地域の人をつなぎ経済を回す、農村の一棟貸し民家（和歌山県有田川町） 57

文化体験コンテンツの造成

体験コンテンツ造成による収益化モデル（奈良県奈良市） 58

公開の工夫

高付加価値な公開活用で維持管理費を確保（神奈川県三浦郡葉山町） 60

ロケ地としての活用

ロケ地としての活用で施設運営費用の一部を捻出（愛知県犬山市） 62

4 組織・運用 …… 63

PFI方式・コンセッション 65

スモールコンセッション方式による重要伝統的建造物群保存地区の町家再生（山口県萩市） 66

指定管理者制度 68

民間活力の導入による安満遺跡公園の管理運営（大阪府高槻市） 69

はじめに

我が国には、有形・無形の貴重な文化財が数多く存在しています。文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない宝であり、地域の絆であり、人々の心の拠り所ともなるものです。このような文化財について、保護、すなわち、「保存」（文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること）と「活用」（文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に活かすこと）の双方を推進し、次世代に継承していくことは、先人の努力により護られてきた文化財を受け継いだ我々の責務と言えます。

文化財を継承していくには、当然ながら相応の費用がかかります。文化庁では、２０２０年３月に、「文化財保護のための資金調達ハンドブック」を刊行しました。文化財所有者や地方公共団体等による文化財保護のための様々な資金調達の取組を整理・共有することで、より多くの文化財関係者が文化財保護のための資金計画を長期的な視点で考えるきっかけなとなり、そのための協力の輪も広がり、ひいては社会全体で文化財を継承する機運が高まれば、との期待と願いをこめたものです。

それから６年。急速に進む人口減少、過疎化や物価高騰等、文化財を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。一方で、文化財を活用することの重要性はより一層浸透し、活用の幅は広がりを見せています。また、文化財を対象としたクラウドファンディング等の寄付募集の取組も徐々に広がりつつあります。資金調達の必要性の高まりと取組方策・事例の広がりを感じる今だからこそ、文化財保護のための資金調達について情報のアップデートが必要ではないかと考え、今般、ハンドブックの第２版を作成するに至りました。

今回、初版と大きく異なるのは、資金（収入）の性質ごとに資金調達方策を分類したことです。これにより、各方策の特色がより分かりやすくなるとともに、取りうる方策のバランスを意識していただくことも可能となったのではないかと思います。

また、初版と同様、今回も全国の地方公共団体に対し実施したアンケート調査の結果等を元に、各資金調達方策の具体的な事例も紹介しています。資金調達は決して「あの文化財だからできる」というものではありません。指定の有無や所在地など、多種多様な境遇にある文化財の事例を御覧いただき、何か少しでも資金調達の取組を進めるヒントにしていただけたらと思っています。

本ガイドブックが、より多くの文化財関係者の皆さまの一助となれば幸いです。

※本ハンドブックの作成は、「文化庁及びＲＥＡＤＹＦＯＲ株式会社による文化財の保存・活用のための寄附促進に関する連携協定」（2024年3月締結）の一環として行ったものです。
※本ハンドブック記載の内容は執筆時点のものであり、将来的に制度等が変更となる可能性もある点、御注意願います。

TOPIC 1

文化財をとりまく環境

～ 求められる「保存」と「活用」～

各地域の歴史文化を支える多種多様な文化財を、所有者等の努力だけで維持・継承していくには限界があります。過疎化・少子高齢化等を背景に文化財継承の担い手が不足する中、未指定も含めた文化財をまちづくり等に生かしながら、地域社会総がかりで文化財の維持・継承に取り組んでいく必要があります。

２０１８年に文化財保護法が改正されて以来、文化財を「保存」するだけでなく、地域振興、観光・産業振興などに「活用」することの重要性も浸透してきており、取組事例も着々と増えています。

「保存」とは
文化財の適切な状態での維持
（日常的な管理、修理　等）

「活用」とは
❶ 文化財の公開による活用（鑑賞、学術的な利用　等）
❷ 文化財の地域振興等への活用
（観光・産業振興、まちづくり、教育　等）

※ 文化財保護法では、①「公開による活用」に触れていますが、それにとどまらず、②「地域振興等への活用」により踏み込んだ取組を促進していくことが望ましいと考えられます。

「保存」と「活用」は決して別個の考え方ではありません。

文化財がきちんと「保存」されるからこそ文化財の「活用」の余地が生まれることはもちろん、「活用」を通じて「保存」に必要な体制・基盤が整備される可能性が生まれることもあります。

地域の多様な文化財を次世代に維持・継承するにあたっては、文化財を適切に保存することを前提としながらも、単なる「公開による活用」にとどまらず、「地域振興等への活用」も含めた積極的な活用を図ることで、地域における文化財の価値や重要性の認識が広がり、そのことを通じて文化財の保存に係る体制・基盤が整備され、それがさらなる文化財の活用にもつながっていくという、いわば「保存と活用の双方が相乗効果を生み出すサイクルを構築する」ことが望まれます。

また、文化財を「保存」していくためには、継続的な財務基盤が必要です。その資金調達にあたっても、文化財の適切な「活用」が寄与するところは大きいものです。

本ハンドブックでは、そんな文化財の「活用」を通じた資金調達の方法についても具体例とともに紹介します。

TOPIC 1

文化財をとりまく環境

～ アンケート結果 ～

文化庁では、文化財の保存及び活用に関する諸施策の現状を把握するため、2025年度に全国の全市区町村を対象としたアンケート調査を実施しました。

●実施期間：5月15日～6月6日　●回答数：1,166件　●オンラインにて回答収集

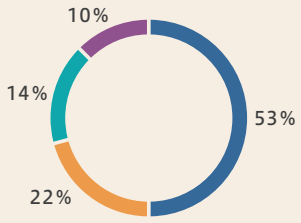
以下に、主要な設問に対する回答結果の概要を紹介します。

Q 文化財保護において重要性が高いと思われる活動は何でしょうか。（選択式・5つまで複数回答可）

文化財の維持管理・修繕	1099
文化財の展示・公開	661
文化財の利活用（デジタルアーカイブ化、調査研究等）	615
地域との連携	589
人材の確保・採用	584
防災・災害対策・セキュリティ対策	423
組織運営・体制	383
収入源の維持・増加	298
来訪者数の維持・増加	239
支出（コスト）の管理・削減	148
広報・マーケティング	98
業務の効率化・デジタル化・情報セキュリティ対策	62
インバウンド（外国人参拝者）対応	20
ファンドレイジング計画	18
アクセスビリティ強化（障碍者対応やバリアフリー化など）	9
その他	11

Q 域内の文化財について、その保護・維持管理のために十分な資金を確保できていると感じますか。

● 非常に不足している	622
● 少し不足している	256
● ある程度確保できている	167
● わからない	116
● 潤沢に確保できている	2



Q 文化財保護のための資金調達について、今後増やしていきたい・取り組んでみたい、または行政担当者として域内の文化財所有者の活用を促進したい、と考える手法をお選びください。（複数選択可）

ふるさと納税・企業版ふるさと納税	573
助成金収入（民間財団からの助成など）	549
クラウドファンディング	502
企業からの寄付（スポンサーシップなど）	305
事業収入（入域料、飲食・宿泊施設運営、物販、駐車場の運営など）	220
民間事業者等との連携による調達（PIF方式、コンセッション、指定管理など）	182
個人からの寄付	172
会費（年会費・友の会・賛助会など）	61
遺贈・生前贈与	39
その他	66

Q 文化財保護のための資金調達に関して、域内の文化財所有者からよく相談をうける事柄をお選びください。（複数選択可）

新しい資金調達の方策を知らない・どう取り組めばよいか分からない	480
必要なマンパワーを確保できない	425
現状の資金調達の方策をどう改善すればよいか分からない	329
誰に相談したらよいか分からない	206
団体において資金調達を計画的におこなう文化がない	163
特に現状で課題はない、追加資金は必要ない	163
長期的な計画をどのように立てたらよいか分からない	160
他の団体がどのような資金調達をしているか知りたい	143
団体内部からの理解が得られない	84
第三者からどのように見られるかが気になる	14
その他	135

▶ 自治体の文化財担当者の声から見えてくる現場の課題

域内の文化財について、保護のための資金が「非常に不足している」と回答する自治体は過半数にのぼりました。「少し不足している」と合わせると、全体の75％となり、資金調達の課題は依然大きいことが分かります。

今後、「ふるさと納税」「民間財団からの助成」「クラウドファンディング」等の自主財源の獲得力を高めていきたい意識はあるものの、そもそも「新しい資金調達の方策にどう取り組めばよいか分からない」「どう改善すればよいか分からない」という、資金調達の手法への知識・経験不足が障壁となっています。

さらに、文化財所有者からは「文化財の維持管理・修繕」に次いで、「人材の確保」についての悩みが挙がることが多い ── つまり、文化財の保存活用を進めていくためには、資金とあわせて「ヒト（担い手）の確保」が喫緊の課題であることも窺えます。

TOPIC 2

文化財と資金調達

～ ファンドレイジングとは ～

ファンドレイジングという言葉を知っていますか？直訳すると「資金調達」という意味ですが、殊に「非営利の団体・個人が行う資金集め」を指し、文化財の保存・活用のためのお金集めもまさに「ファンドレイジング」と言えます。

ファンドレイジングは、さらに分解すれば、次頁のように、主には「寄付収入」「公的資金・助成金」「事業収入」の三本柱で成り立っており、それぞれの収入源に特徴、メリット・デメリットがあります。

いままでは文化財保護のためのファンドレイジングというと、公的資金や地元住民からの寄付金（奉賛金等）に頼っているところが多かったかもしれません。しかし、昨今は以前と比べると公的資金の拠出にも限りがあり、地域の少子高齢化等によって奉賛金集めにも苦戦されるケースが増えてきました。

だからこそ、どれかの収入源に偏るのではなく、いずれからも「バランスよく」資金を得られるように模索することが、これからの持続的な文化財保存・活用の大きな鍵になります。

例えば、文化財の「活用」の可能性が広がったことで、多様なかたちで事業収入を得ている事例も増えてきています。

また、寄付収入についても、インターネットの発達によって、従来にはなかった手法が様々生まれ、地域の人々に限らず、その文化財に愛着を持つ・価値を感じる全国・全世界の人たちから寄付を募ることができるようになってきています。

本ハンドブックでは、それぞれの収入源について、具体的な手法や事例を紹介しています。どの手法であれば取り入れることができそうか検討し、少しずつ収入源の多角化を図っていくことが重要です。



多様・多角的な
収入源を確保することが、
持続的な
文化財保存・活用の鍵に！

集める

寄付収入

文化財を守りたいと願う人たちの思いを集める。古くは「勧進」「寄進」とも。近年は「クラウドファンディング」や「ふるさと納税」など新たな形も。

例：募金、奉賛金、クラウドファンディング、法人協賛、ふるさと納税など

メリット	デメリット
● 多くの場合、資金使途／活用時期などを自由に設定できる ● 文化財そのもののファン、保護活動の応援者を集めることができる	● 安定財源にするために時間・手間がかかる ● 支援を「お願いする」ことから始めなければならないので精神的ハードルが高い

申請する

公的資金・助成金

文化財の種類、指定の有無等によって、国や自治体（県・市町村）に申請できる。民間の財団や企業の助成制度も。

例：行政からの国庫補助金、民間助成金など

メリット	デメリット
● 文化財所有者側の労力負担が比較的小さい ● 指定文化財であれば、まとまった資金を得ることができる	● 使途や活用時期、支払いタイミングに厳格な縛りがあることが多い ● 修理等にかかる資金を100%補填はできない（一定額自己資金の用意が前提となる）

稼ぐ

事業収入

文化財を活用した事業を行うことによって稼ぐ収入。
売上のあげ方は、文化財の性質によって様々な可能性が。

例：入場料収入、場所貸し収入、グッズ・お土産の売上など

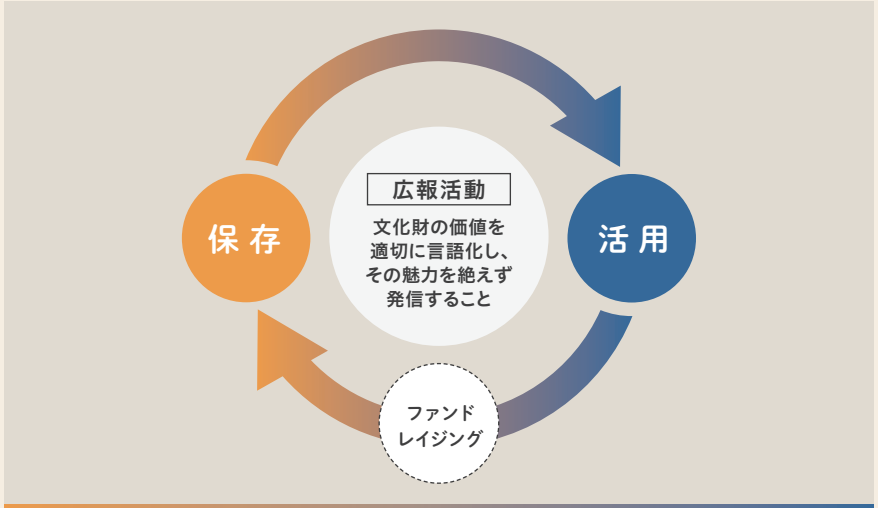
メリット	デメリット
● 活用が進んでいる文化財においては、収入源の一番の柱とすることができる ● 文化財そのものには関心が薄い層も含め、幅広い人から資金を得ることができる	● 事業を継続するための経営的スキルが必要となる ● 稼ぐことに意識が向きすぎると、本来の、文化財を適切な形で守っていく活動の根幹がおざなりになる可能性もある

TOPIC 2

文化財と資金調達

～ ファンドレイジングは、「お金」と「人」を集めること ～

文化財の「保存」と「活用」は、それぞれ別個に独立しているのではなく、相互に循環しあうものです。
そしてファンドレイジングも、その輪の中に位置付けて考えることができます。



「広報・ファンドレイジング・保存・活用」というポジティブな循環を絶えず回していくことが、文化財を末長く守り伝えていくための鍵

文化財を適切に保存し続けるには、継続的な資金集め（ファンドレイジング）が必要です。
そうして集まった資金と支援者の力によって、保存活動がさらに推進され、その結果として文化財の活用の道が開け、新たな収益と新たな仲間が生まれる。
さらにそれが再び保存活動に還元されることで、保存が進む ── という好循環に繋がっていくのです。

そして、この輪の巡りをより良いものにしていくためには、文化財のことをより「知ってもらう」ための、その文化財が持つ固有の魅力を、社会に伝える広報活動が不可欠です。具体的には、文化財の価値を適切に言語化し、それを発信することでこそ、「お金」だけでなく「人（仲間）」も集まります。

こうして、ファンドレイジングを通して「文化財を守りたい」と考えている人たちの数や声を可視化することで、行政や社会に対しても、その文化財を守っていくことの意義をアピールする大きな材料になりえます。それがさらにファンドレイジングを加速させていく鍵になるのです。

1 寄付収入

クラウドファンディング／ふるさと納税／企業支援／指定寄附金制度／その他の寄付にかかる取組

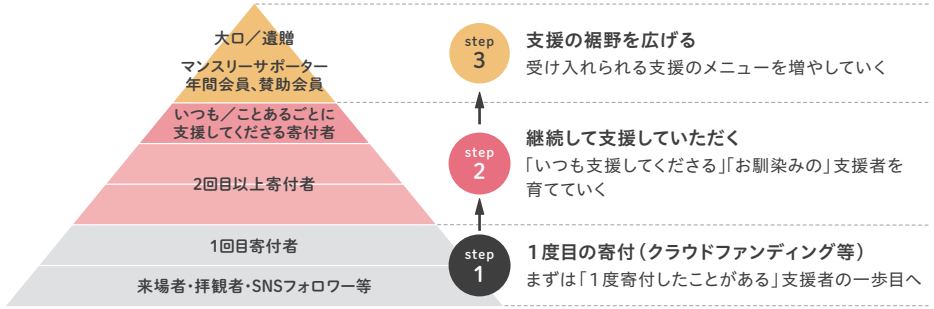
寄付収入とは

文化財の保存や修理、活用事業を継続するために、個人や企業から募る支援金を指します。公的な補助金や入場料のみに依存しない、自律的な財源確保の手段として近年重要視されるようになってきました。
特に、年単位で行われる大規模な修理や、予期せぬ災害への対応には莫大な資金が必要となるため、寄付金は柔軟に活用できる貴重な備えとなります。また、寄付を募る過程で文化財の歴史的価値を広く発信することは、社会全体の文化財保護意識を高め、新たな「支え手」を増やすことにも繋がります。近年では、クラウドファンディングなどインターネットを使った寄付手法も普及しつつあり、広く一般から共感を集める「参加型の文化財保護」を形作るためのひとつの鍵となっています。

寄付収入の主な手法

単発的	【個人から】 ● 募金箱 ● クラウドファンディング ● ふるさと納税 ● 遺贈（遺産の寄付）	【法人から】 ● 企業版ふるさと納税 ● 企業支援（法人寄付）
継続的	【個人・法人から】● 寄付会員（賛助会員など）からの年会費／月会費	

寄付収入には様々な手法がありますが、意識したいのは、寄付集めを単発的な取組のみに終わらせないことです。
文化財を訪ねたことがある方々・ＳＮＳをフォローしている方々など、文化財になんらかのゆかり・接点のある人たちを起点に、まず「１度目の寄付（クラウドファンディング等）」を促し、「一度寄付したことがある」という支援者の一歩目を目指す。その後、寄付者を「２回目以上の寄付者」、さらには「いつも支援してくれるお馴染みの継続支援者」として定着してもらうことを目指しましょう。
理想的な寄付者との付き合い方は、このようにピラミッド状に積み上がっていく、レベルアップしていくものだ、ということを意識して寄付集めに臨めるのが理想です。



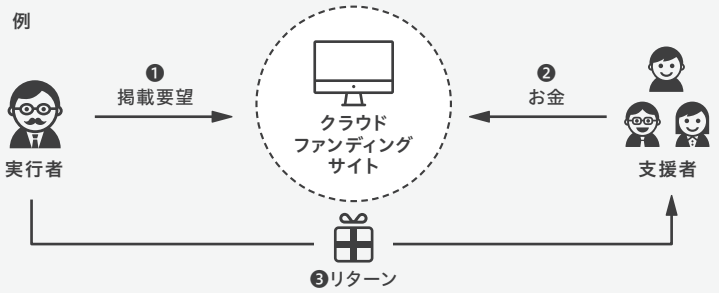
クラウドファンディング

クラウドファンディングとは

Ｃｒｏｗｄ（大勢の人）×Ｆｕｎｄｉｎｇ（資金調達）の造語で、一般的には特定のプロジェクトの起案者がインターネット上で不特定多数からお金を集める仕組み。クラウドファンディングには、主に「通常型」、「寄付金控除型」、「ふるさと納税型」などの種類があります。

➡主に文化財保護に使われているのは「通常型」と「寄付金控除型」

クラウドファンディングの仕組み（通常型、寄付金控除型の場合）



多くの場合、❶実行者がプロジェクトをクラウドファンディングサイトに掲載
❷支援者がプロジェクトに賛同したら、インターネットを通して送金
❸プロジェクトが成立した場合、リターン品が支援者に送られる

主なクラウドファンディングの種類

通常型	最も一般的で、ニュートラルな型。実行者が自治体ではなく、税制優遇を受けられる法人格でもなければ、自動的にこの型になる。文化財関連のプロジェクトの場合は、寄付金控除型同様に、リターンは手厚くなくても良い。
寄付金控除型	実行者が税制優遇を受けられる法人格（公益財団法人等）の場合に選べる型。支援に対して税制上のメリット（税制優遇）がある。その代わりに、リターンは手厚くない。
ふるさと納税型	基本的に自治体が主体となって、ふるさと納税のスキームを用いて行うクラウドファンディング。支援者はふるさと納税と同様に税制上のメリットを受けられる。

クラウドファンディングの方式

掲げた目標額を達成できずに期間が終了してしまった場合の集まった資金の取扱いにより、以下の２つの方式があります。

- **All or Nothing 方式**：集まった資金は全額支援者に返金となる
- **All-in 方式**：集まった金額だけが実行者に渡る。当初目標より獲得額が少なかったとしても資金使途として掲げたプロジェクトの完遂が必要

プロジェクトの構成要素

1. 目標金額：到達度％がメーターでリアルタイムに表示される
2. 募集期間：プラットフォームによってルールは異なるが、平均60日程度
3. プロジェクト本文：プロジェクトの目的や集めたお金の資金使途を丁寧に説明する
4. リターン：何円の寄付でどんな返礼品がもらえるか、様々なコースを設定する
5. 活動報告：クラウドファンディング期間中～終了後も使えるブログ機能
6. 応援コメント：支援者からのコメント

主なリターンの類型

物品・グッズ	体験	純粋応援
形に残るモノをお返しする	ここだけの特別な体験を提供する	返礼不要で純粋な支援を募る
例：御朱印、クリアファイル、地元の特産品など	例：完成お披露目会にご招待、特別観覧ツアーにご招待など	例：返礼はお礼のメールのみ など

文化財関連プロジェクトの場合、支援者は「文化財が未来に繋がっていくことこそが最大のリターンだ」と考えてくださっていることが多いため、リターンを豪華にする必要はありません。

メリット	デメリット
● お金だけでなく応援者（ファン）も集めることができる ● 地域外・遠方からの寄付も集めることができる	● 最低限インターネットが使えないと難しい ● プラットフォームに対して手数料が必要

ポイント

以前は、クラウドファンディングといえば、ここぞというときにだけ活用する「打ち上げ花火」のような手段だと考えられていました。しかし昨今では、クラウドファンディングを複数回実施する団体も増えてきています。

例えば、毎年決まった時期に実施し、恒例行事化して団体の運営費に充てたり、複数回のプロジェクトを通してまとまった資金を集め、修理費用を賄うなど。

クラウドファンディングという手法が社会に浸透する中で、「継続的な資金調達の手段」に変化しつつあります。





資金調達の多様化と松浜軒の全国PRを実現

熊本県八代市

本事例のポイント

- クラウドファンディングによって修復費用の約４割を確保し、従来の枠組みに捉われない資金調達の多様化を実現
- 修復の進捗状況を積極的に発信することで、市民や出身者の情感に訴求するとともに、八代を象徴する文化財として全国へ周知することに成功した

【資金調達詳細】
資金使途：長塀の修復費用
形式：通常型、All-in方式
支援募集期間：2023年6月2日～同年11月30日(181日間)
プラットフォーム：グローカルクラウドファンディング

【文化財名称】
旧熊本藩八代城主浜御茶屋(松浜軒)庭園

【実施主体】
松浜軒長塀整備事業実行委員会

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：名勝
所有者：宗教法人松井神社、一般財団法人松井文庫、個人

資金調達の背景と工夫した点

松浜軒の長塀は老朽化による倒壊の危険があり、往時の工法を再現する保存修復が急務であった。しかし、莫大な修復費用に対し所有者負担が多額に上ることが課題となり、周知を兼ねたクラウドファンディングを採用した。実施にあたっては「八代の顔」としての情感に訴求し、市民や出身者の共感を呼ぶ発信に注力した。さらに、四季の情景や修復の進捗状況を適宜紹介するなど、積極的な全国ＰＲを展開した結果、文化財への親しみを醸成しながら、広く協力を募ることに成功した。

成果と今後の展望

- 目標金額15,000,000円
- 支援金額37,485,000円(達成率249%)
- 支援人数309人

八代を象徴する松浜軒の価値を全国に発信する好機となり、短期間で想定を上回る支援と期待が寄せられた。従来の個別寄付に依存しない資金調達の多様化を実現できたことは、最大の成果である。一方で、運営面では試行錯誤を要し、行政や地元企業とのさらなる連携の必要性が浮き彫りとなった。

今後は小学生を対象とした文化財巡りや、各種文化的催しの開催を通じ、認知度向上と魅力発信に注力する。また、名勝としての価値を維持するため、整備基本計画の策定を急ぎ、企業版ふるさと納税等も視野に入れた調達手法の拡充を図る。行政と緊密に協議を重ね、次世代へ確実に継承するための保存修復を推進していく。



地域と連携し祭りばやしの運営資金を確保

東京都小平市

本事例のポイント

- 祭りばやしの維持・運営費（道具、衣装、修繕費）の確保が困難となりクラウドファンディングに挑戦
- 資金調達だけでなく新規で鈴木ばやしに関心のある人や参加の意向も引き出すことができた

【資金調達詳細】
資金使途：道具や衣装の修繕費、活動費用、広報費
形式：通常型、All or Nothing
支援募集期間：2024年9月1日～同年10月30日(59日間)
プラットフォーム：READYFOR

【文化財名称】
鈴木ばやし

【実施主体】
小平市鈴木ばやし保存会

【文化財概要】
指定状況：市指定
種別：無形民俗文化財

資金調達の背景と工夫した点

祭りばやしの継承に不可欠な道具や衣装、提灯などの修繕には多額の費用を要するが、近年の物価高騰や補助金の削減により、資金の確保が極めて困難な状況にあった。こうした中、小平市内における他団体の先例を参考に、インターネットを通じて活動を広く発信できるクラウドファンディングの活用を決定した。

広報活動においては、保存会会員による支援の呼びかけに加え、市指定文化財としての特性を活かし、小平市とも密接に連携した。具体的には、市公式ホームページでの周知や公民館等の公共施設における広報を実施し、地域社会への浸透を図った。

成果と今後の課題

- 目標金額1,300,000円
- 支援金額1,509,000円(達成率116%)
- 支援人数186人

市公式ホームページ等を通じた周知により、市民から「鈴木ばやし」への参加を希望する声が寄せられるなど、新たな関心を呼び起こす契機となった。今後は、定期的な練習や発表の場の提供を通じて、参加者の意欲向上を図るとともに、市民が広く伝統芸能に触れる機会を積極的に創出していく。

また、指導者の高齢化という課題に対し、後継者の育成に注力し、次世代への確実な継承を推進する。保存会が一丸となり、地域に根差した文化財の保護と発展に努めていく。





従来の運営手法からの脱却を目指した挑戦

東京都文京区

本事例のポイント

- コロナ禍で修理費用確保が困難な中、従来の運営手法からの脱却を目指し、独立採算の美術館としてクラウドファンディングに挑戦
- 国庫補助事業における寄付加算制度を活用
- 単発ではなく「シリーズ化」し複数回クラウドファンディングを実施

【資金調達詳細】
資金使途：修理費用
形式：寄付金控除型、All in方式
寄付募集期間：2021年7月30日～同年年10月8日(70日間)
プラットフォーム：READYFOR

【文化財名称】
絹本著色黒き猫図〈菱田春草筆／〉他

【実施主体】
公益財団法人永青文庫

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：重要文化財(美術工芸品)
所有者：公益財団法人永青文庫

資金調達の背景と工夫した点

企業などからの支援を受けていない独立採算の美術館のため、コロナ禍による休館、入館料の激減が大きな打撃となり、修理費用の確保が困難に。昔ながらの運営手法では生き残ることが難しい時代と考え、寄付を募る新たな方法としてクラウドファンディングに挑戦。また、単に寄付を募るだけでなく、所蔵品の魅力をより多くの方に発信する機会とすることも目的とした。

プロジェクトの目的を明確にし、修理候補作品の魅力と修理の必要性が的確に伝わるようなページを作成。修理作品に関連するオリジナルのリターン品を設定した。また、公式ウェブサイトやSNS上での広報活動にも務めた。

成果と今後の課題

- 目標金額10,000,000円
- 支援金額14,755,000円(達成率147%)
- 支援人数943人

クラウドファンディングを通して、美術が好きな方、「黒き猫」や細川家、永青文庫のファンの方から寄付をいただくことができた。初めての挑戦にも関わらず、目標額を大きく上回る寄付に結びつけることができた。今後も、プロジェクトページ上の活動報告を通じて進捗を発信し、計画的に作品修理を進めていく予定。修理完成後は安全な状態で長く保存できるよう努めながら、展示活用も行い、多くの方々に鑑賞いただく機会を作っていきたい。



未表装の「金堂壁画模写」を未来へ繋ぐ

秋田県大仙市

本事例のポイント

- 大仙市が主体となり継続的なクラウドファンディングの実施を見据えてプロジェクトを実施
- 「郷土の偉人を応援したい」「空如についてもっと知りたい」という、次につながる貴重な意見や感想を多く得ることができた

【資金調達詳細】
資金使途：作品の表装資金
形式：寄付金控除型、All-in方式
寄付募集期間：2024年10月1日～同年11月30日(60日間)
プラットフォーム：READYFOR

【文化財名称】
鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写及び下絵

【実施主体】
秋田県大仙市

【文化財概要】
指定状況：県指定
種別：有形文化財(美術工芸品)
所有者：大仙市

資金調達の背景と工夫した点

鈴木空如が原寸大で三度にわたり模写した「法隆寺金堂壁画」。そのうち、第一作と第三作の模写を大仙市が所蔵している。しかしながら、第一作は捲りの状態で、表装が施されておらず、展示することが困難な状態であった。

表装を施すための資金調達という点に加え、「鈴木空如の画業」及び「金堂壁画の素晴らしさ」を多くの方々に、全国的に知ってもらう機会にしたいという思いでクラウドファンディングに挑戦。

広報活動として、市内及び近隣市町村の社寺にもクラウドファンディングのお知らせを送付した。

成果と今後の課題

- 目標金額2,000,000円
- 寄付金額3,560,000円(達成率178%)
- 寄付人数151人

「法隆寺金堂壁画」という知名度からある程度の寄付は見込めたが、予想以上に鈴木空如の画業と生涯に興味を抱いてくれる寄付者が多かった。また、「郷土の偉人を応援したい」という県内外出身者の存在が多いことにも気づかされた。

「空如の人物像と画業についてもっと広く知りたい」という意見も多く寄せられ、表装が完了したのちには、作品の展示を通して広く知ってもらう機会に繋げると同時に、既存ファンに継続的に寄付いただくための工夫を行っていきたい。また、表装完了後の第一作の展示会の開催、地元の美術大学、さらに鈴木空如の母校・東京藝術大学及び同大学美術館との連携事業などを実施していきたい。



投資型クラウドファンディングを通じて、地域と共創する活用施設へ

神奈川県鎌倉市

本事例のポイント

- 鎌倉市の景観重要建築物等「旧村上邸」について、所有者から遺贈を受けた市が、公募型プロポーザルを実施して民間による活用方法を募集
- 現在は、(株)エンジョイワークスが地域活動拠点、企業研修所として運営・活用。必要な内装工事の費用は、投資型クラウドファンディングという手法を通じて調達。鎌倉市への賃料や維持管理費は、それ以降の運用を通じて賄っている

【文化財名称】
旧村上邸

【実施主体】
株式会社エンジョイワークス

【文化財概要】
指定状況：景観重要建築物等(鎌倉市都市景観条例に基づく指定)
種別：有形文化財(建造物)
所有者：鎌倉市

資金調達の背景・経緯

1939年以前に建てられた和風2階建て木造住宅で、能舞台や茶室を備える。1999年に、鎌倉市都市景観条例に基づいて「景観重要建築物等」に指定された。

2016年、鎌倉市が所有者から建物と土地の遺贈を受けたが、市のみで維持管理コストをまかなうことは困難な面があり、持続可能な維持管理を行ううえで、民間から活用方法を募る公募型プロポーザルを実施する判断となった。その結果、(株)エンジョイワークスが選定された。

一方、エンジョイワークスは公募以前から地域住民とともに旧村上邸の活用方法を考えてきた。エンジョイワークスが主催する「鎌倉市有・旧村上邸の活用を考える会議」などの各種会議やイベントを通じて、旧村上邸に関心・愛着のある市民も増えていった。

公募選定後は、企業研修施設や地域のコミュニティー拠点としての活用に向けた内部改装のための資金調達を目的に、投資型クラウドファンディングを実施。不動産ファンドのプラットフォーム「ハロー！RENOVATION」を通じて出資を募ることとした。

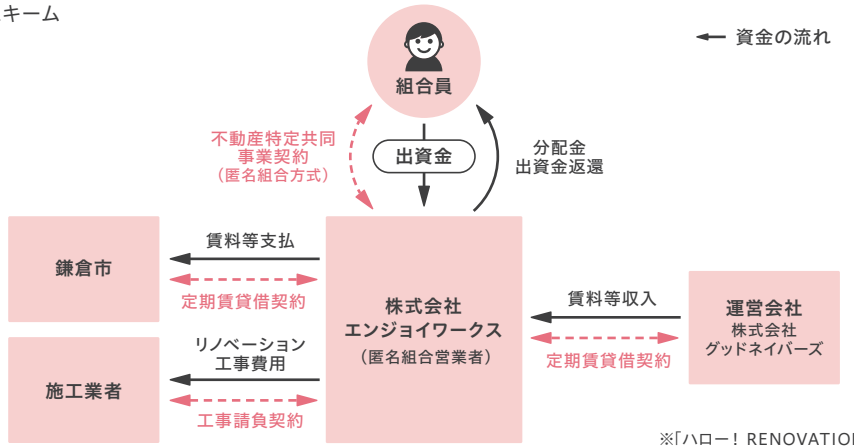


会議室



研修の様子

● スキーム



※「ハロー！ RENOVATION」のファンド紹介ページをもとに作成。

取組の概要

以下の内容で投資型クラウドファンディング※を実施。ファンドを立ち上げ、そこに不特定多数から投資を募る形で資金調達を行った。

※ 不特定多数から資金を調達する仕組みであるクラウドファンディングの中でも、出資金として事業に投資した金額の返還や収益の分配が見込める。

【プラットフォーム】ハロー！RENOVATION
【ファンド名】〈鎌倉〉旧村上邸再生利活用ファンド
【募集期間】2019年3月2日～同年5月31日
【運用期間】4年5か月
【1口】50,000円
【想定利回り】2～8%(年率・税引き前)
【投資家特典】施設利用特典、企画会議参加券など
【募集金額】9,000,000円
【実際に調達した金額】10,900,000円
(達成率:121.1%)

工夫した点

- 公募以前から市民との関係を構築していたことで、投資型クラウドファンディングには「旧村上邸」に愛着を持つ地域住民らが参加してくれた。目標を上回る資金調達も、こうした関係構築があってこその成果だった。
- 投資型クラウドファンディングという手法により、出資者は金銭的リターンを得られるとともに、旧村上邸の運営方針検討にも参加可能となった。結果として、施設に対するより深い関心を得ることができた。

成果

● 地域の貴重な文化財の維持

所有者である鎌倉市にとっては、固定資産税相当の家賃収入を獲得できている。また、景観重要建築物等という市にとっての貴重な文化財を、民間活用という手法により、投入する市費を抑えながら存続させるという選択肢を取ることができた。

● 継続的・主体的な文化財との関わり

クラウドファンディング参加者にとっては、旧村上邸の利活用に参加・参画することで、継続的・主体的な関わりを持つことができた。リターンは必ずしも大きくはないが、地域の歴史的な建物を残していくという社会的意義を感じて参加している方もいる。

今後の取組・展望

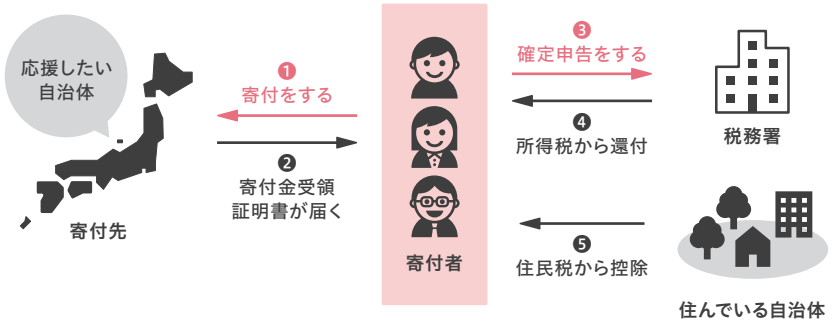
「文化財的価値を守りながら活用していく」という基本理念は、常に利用者と共有し続ける必要がある。企業研修施設として利用する側にも、そうした理念を理解した利用を求めていく。

地域と共創してきた施設だからこそ、地域社会における建物の位置づけも考えなければならない。収益をあげるための施設利用の頻度と、利用回数増加による住民生活への影響との比較など、今後も地域と丁寧に議論を重ねながら愛され続ける建物を目指していく。

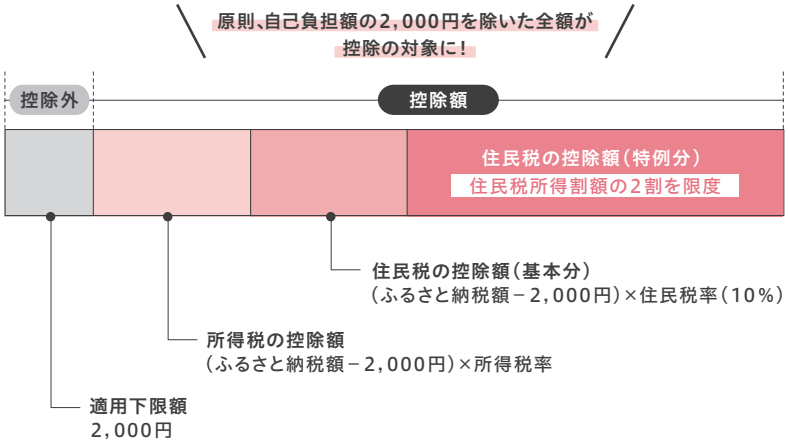
ふるさと納税

ふるさと納税とは

生まれ故郷や応援したい自治体（都道府県・市区町村）に寄付をすると、税金の一定額が控除され、さらに寄付先の地域からお礼の品がもらえる新しい地域応援の仕組みです。都会と地方の税収格差を是正して地方創生に繋げること、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みとして導入されました。自分の選んだ自治体に寄付を行った場合に、寄付額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除されます。



ふるさと納税説明図



ふるさと納税制度に係る控除の概要（資料：総務省より）

	メリット	デメリット
自治体側	● 日本全国から税収を確保できる ● 人口に関わらず、税収を増やすことも可能 ● 寄付の使い道を指定することができる ● 地域や地域産品をPRする機会となる ● 観光誘致に繋がる	● 住民が他の自治体に寄付することで、税収減少のリスクがある ● ふるさと納税制度の導入に手間がかかる ● 返礼品や配送料などのコストがかかる ● 返礼品の準備や、寄付金の管理など事務的な負担が増える
納税者側	● 返礼品（地域産品等）をもらえる場合がある ● 所得税・住民税が控除される（原則、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象） ● 好きな自治体を選んで寄付ができる ● 自由な金額で寄付ができる ● 多くの自治体で寄付の使い道を指定できる ● 自由なタイミングで寄付ができる	● 税額控除を受けるためには確定申告の手続が必要となる（一定の条件を満たせば確定申告の手続が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が設けられている） ● 計算方法が複雑で減税との関係で最適な寄付の金額を把握し辛い ● 所得の確定前の寄付なので、最適な寄付の金額を予想で決める必要がある ● 寄付から控除までの期間の金銭的負担が生じる

文化財保護への「ふるさと納税」の活用法

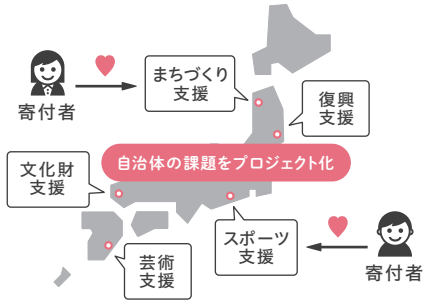
近年は、集まった資金の使い道を特化した形（例えば「文化財保護のために使います」など）で募集をするふるさと納税も増えてきました。さらにはその返礼として、その文化財にまつわる体験型のプログラムを提供する事例もあります。

寄付を通じて、地域の伝統や文化を知ってもらう機会になるような、文化財保護と親和性が高いふるさと納税の事例を次ページ以降、紹介します。

ガバメントクラウドファンディングによるふるさと納税とは

ふるさと納税のスキームを使って行うクラウドファンディングを「ガバメントクラウドファンディング」といいます。

一般的なふるさと納税とは違い、クラウドファンディングのルール（期間や目標金額を定めるなど）のもとで寄付募集を行います。集まった資金の使い道が具体的で、いつまでにいくらの資金が必要なのか、ビジョンをはっきり示すことができるプロジェクトの場合に適しています。



従来のふるさと納税との違い

❶ 応援したい想いも届く

自治体が考える「想い」に共感した人からの寄付金を集める。

❷ 具体的な寄付金の使い道が指定できる

「使い道」を様々に指定することができるため、寄付者にとって透明性の高い寄付が可能。



「岐阜城整備計画」推進へ、寄付金を創設

岐阜県岐阜市

本事例のポイント

- 2025年度、岐阜城天守閣の耐震化や日本遺産推進を背景にふるさと納税を活用した寄付金を創設
- ふるさと納税サイトからの申し込み、寄付金の使い道として「岐阜城整備応援寄附金」を選択可能に

【資金調達詳細】
名称：岐阜城整備応援寄附金
資金使途：岐阜城天守閣の改修や、史跡岐阜城跡整備事業の推進
寄付募集期間：2025年4月24日開始
寄付募集の手段：岐阜市の寄付メニュー「元気なぎふ応援寄附金」の用途の中に上記の寄付金を追加

【文化財名称】
岐阜城跡

【実施主体】
ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課、観光コンベンション課

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：史跡
所有者：国、市ほか

資金調達の背景と工夫した点

2021年度に「史跡岐阜城跡整備基本計画」、「岐阜城天守閣耐震化計画」を策定。耐震化工事が実施される2025年度を機に寄付金を創設。本市の宝である岐阜城の更なる魅力向上のため、岐阜城の保存活用に特化した本寄付金をふるさと納税による寄付メニューとして追加。企業版ふるさと納税にも対応。寄付金とともに、話題性がある魅力的な返礼品を設定した（2025年度の事例：「ぎふ長良川花火大会　岐阜城天守閣席」「岐阜城すす払い体験」「岐阜城天守閣夜間貸切」）。

また、2023年度末に策定した「日本遺産を通じた地域活性化計画」においても日本遺産事業推進のための財源確保として寄付金創設を明記。アピール性の高い岐阜城を前面に出した本寄付金と同時に、日本遺産を含めた市内全域の歴史遺産に幅広く対応できる「歴史博物館・歴史遺産応援寄附金」も合わせて寄付メニューに追加した。

成果と今後の課題

- 寄付金額5,999,500円
- 寄付件数175件

※2025年12月末時点

寄付金の周知や寄付の効果が実感できる用途への活用を行いたい。岐阜城天守閣の耐震工事や展示リニューアル、山上部の発掘調査や城郭景観復元、山麓部居館跡の庭園整備など、「史跡岐阜城跡整備基本計画」の推進を通じて、戦国の息吹を感じる岐阜城へと整備を推進する。





個人負担を軽減し茅葺屋根の葺き替えを実現

京都府船井郡京丹波町

本事例のポイント

- 個人所有の文化財に係る修繕費用の調達について、自治体が所有者に代わってガバメントクラウドファンディングを実施
- 自治体がふるさと納税として集めた資金を所有者に渡すスキームのため、所有者の金銭的負担、精神的負担の軽減ができた

【資金調達詳細】
資金使途：茅葺屋根葺き替え費用
寄付募集期間：2024年11月1日～2025年1月31日
プラットフォーム：ふるなびクラウドファンディング

【文化財名称】
渡邊家住宅（京都府船井郡丹波町）

【実施主体】
京丹波町産業建設部商工観光課プロモーション戦略室

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：重要文化財（建造物）
所有者：個人

資金調達の背景と工夫した点

渡邊家住宅は個人所有のため、その維持管理にかかる費用の多くは所有者が負担しなければならない状況にある。そうした中、数年前より茅葺屋根の状態が悪く、応急処置でしのいできたものの、状況を打開するまでには至らなかった。所有者もその状況を知りつつ、高額な個人負担が理由で手が付けられない状態が続き、悪化が進んでいた。行政としても貴重な文化財を後世に伝えるため、所有者と相談・検討を進め、課題である個人負担を軽減する方法として、過去に実績のあったガバメントクラウドファンディングを実施。

クラウドファンディング担当課によるSNSを活用した広報や、過去に寄付をいただいた寄付者へのアプローチ等のほか、文化財行政担当課においてチラシを作成し、道の駅や観光協会、教育委員会のイベント等で配布、京都府など関係機関への協力依頼など、デジタルとアナログを総活用した。

成果と今後の課題

- 目標金額4,000,000円
- 寄付金額4,147,000円（達成率103％）
- 寄付人数156人

今後も約20年スパンで屋根の葺き替えが必要となるが、その都度、クラウドファンディングのみで資金を賄うことは難しいと考えている。文化財を活用し、収益を生む取り組みを所有者と協力しながら実施していく必要がある。

企業支援

企業版ふるさと納税等

文化財保護のための企業からの支援については、寄付、企業のＣＳＲ活動、ネーミングライツ契約による支援等、様々なものが考えられますが、本ページでは、２０２０年度に制度が改正された企業版ふるさと納税について紹介します。

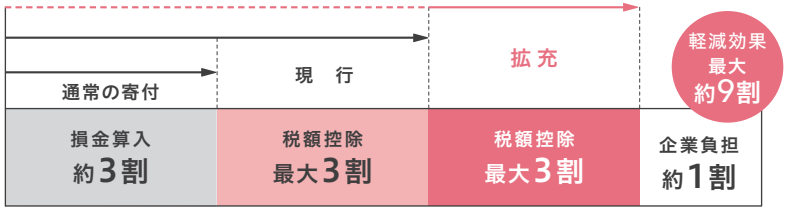
企業版ふるさと納税とは

志ある企業が、寄付を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄付額の約３割）と合わせて、最大で寄付額の約９割が軽減され、実質的な企業の負担が約１割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。全国的に活用実績が伸びていることを受け、２０２５年、企業版ふるさと納税はさらに３年間延長が決定しました。少なくとも２０２８年度までは制度運用されることとなり、地域と企業をつなぐ寄付制度としてさらなる広がりが期待されます。

企業版ふるさと納税を活用した寄付の場合



（例）1,000万円寄付すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減

税目ごとの特別措置

❶ 法人住民税
寄付額の４割を税額控除
（法人住民税法人税割額の２０％が上限）

❷ 法人税
法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし，寄付額の１割を限度
（法人税額の５％が上限）

❸ 法人事業税
寄付額の２割を税額控除
（法人事業税額の２０％が上限）

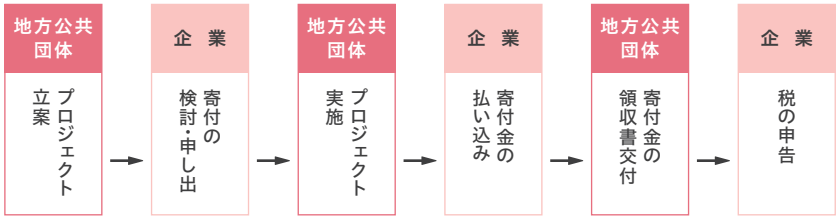
企業の主な支援動機

- 創業地や工場の立地する自治体を応援したいから
- ＳＤＧｓの実現に取り組みたいから
- 自治体との関わりが強く、事業の趣旨に賛同したから
- 首長等のトップセールスを受けたから
- 被災地の復興を支援したいから

留意事項

- 本社が所在する地方公共団体への寄付は対象外
- １回あたり１０万円以上の寄付が対象
- 寄付企業への経済的な見返りは禁止

制度の流れ



2020年度の主な改善ポイント

- **適用期限の延長**
 税額控除の特例措置の適用期限が５年間（２０２４年度まで）延長される。
 ➡ ポイント　継続的な寄付がしやすくなる！
- **税額控除割合の引上げ**
 税の軽減効果が寄付額の最大約９割（現行最大約６割）となる。
 ➡ ポイント　企業負担がさらに軽減される（見直し後、最小１割）！
- **認定手続の簡素化**
 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能になる（変更も基本的に不要）。
 ➡ ポイント　地方公共団体の申請に係る負担が大幅に軽減される！
- **併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大**
 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大する。
 ➡ ポイント　寄付可能な事業が拡大し、企業の選択肢が広がる！
- **寄付時期の制限の大幅な緩和**
 地域再生計画の認定後、「寄付（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄付の受領が可能になる。
 ➡ ポイント　企業の寄付したいタイミングでの寄付が可能になる！

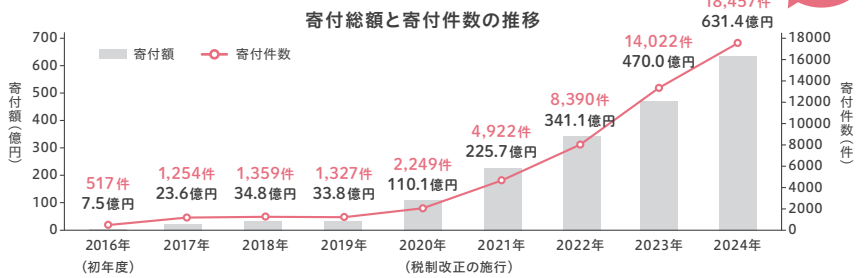
2025年度からの変更ポイント

- **認定された地方公共団体から国への寄付活用事業の報告手続きが義務化**
- **寄付者である法人名が公表される可能性がある**

➡ 上記２点で、より制度運用の透明化が図られることに。

制度の活用実績の伸び

寄付額が約1.3倍



※ 寄付額については、端数処理しているため、 内訳と合計が一致しない場合があります。

出典：https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/R06_keinen_zisseki.pdf





企業版ふるさと納税で、城跡の発掘調査とPRを実施

岐阜県山県市

本事例のポイント

- 企業版ふるさと納税を資金調達だけでなく、市民や企業の応援機運醸成と継続的な取り組みにつなげることを目的として実施
- 事業終了後も、別の文化財や将来の史跡整備へ継続的に活用することで、文化財の保存・継承を図る

【資金調達詳細】
資金使途：大桑城跡の発掘調査やPR事業に使用
寄付募集期間：2021～2024年度

【文化財名称】
大桑城跡

【実施主体】
山県市

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：史跡
管理者：山県市

資金調達の背景・工夫した点

2020年に山県市として企業版ふるさと納税利用に向けた計画を作成。2021年度から2024年度まで企業版ふるさと納税の募集を実施（2025年度は大桑城跡に関する大きな事業がなく、市内に所在する文化財の保存・活用事業について、企業版ふるさと納税で募集）。大桑城跡の遺跡調査等のための資金調達の面だけでなく、市民や企業に応援してもらう空気を醸成し、今後の継続的な取り組みに繋げていくことを目的として実施した。

成果と今後の課題

- 総寄付額825万円
- 寄付件数7件
- ※2021～2024年度の期間

パンフレットの配布など、職員による広報の過程で関心を寄せていただいた企業から寄付に繋がった。寄付金は大桑城跡の発掘調査やPR事業に使用し、寄付していただいた企業には、感謝状贈呈式を実施。

大桑城跡の国史跡指定に向けた事業は2024年度で終了しているが、市内の別の文化財について引き続き企業版ふるさと納税を活用し、文化財の保存・継承を進めていく。大桑城跡が国史跡に指定されたのちの整備等でも、引き続き企業版ふるさと納税を活用していきたい。





村人の想いが結んだ縁、伝統芸能への寄付

山形県鮭川村

本事例のポイント

- 保存会の活動や伝統芸能を守り伝えようとする情熱に直接触れたことで、文化財保護の重要性に深く共感し、寄付（50万円）に繋がった
- 小学校と連携した伝統芸能の体験授業などを継続的に実施し、高齢化が進む中での後継者の育成に取り組んでいく

【資金調達詳細】
資金使途：「段の下田植え踊り」の体験授業で使用する衣装の購入補助として活用
寄付募集期間：2024年

【文化財名称】
段の下田植え踊り

【実施主体】
山形県鮭川村

【文化財概要】
指定状況：村指定
種別：無形民俗文化財

資金調達の背景と工夫した点

寄付企業の社長が鮭川村を訪問した際、段の下田植え踊り保存会（及び羽根沢節保存会）の関係者が営む民宿に宿泊し、保存会の活動や民俗芸能を守り伝えようとする想いに直接触れたことで、文化財保護の重要性に深く共感し、50万円の寄付に繋がった。企業版ふるさと納税の周知を進めるため、村HPでは専用ページを開設し「未来につながる教育・文化の振興」などの4つのテーマに分けて、寄付先をわかりやすく整理している。

成果と今後の課題

- 総寄付額50万円
- 寄付件数1件
- ※2025年11月時点

次世代へつなぐ取組として、小学校の総合的な学習の一環で「段の下田植え踊り」の体験学習があり、寄付金はその際に使用する「法被等の衣装」の購入補助に充当された。

今回の寄付は「訪問」という偶然の出会いが契機となった。これは大変ありがたいケースだが、企業版ふるさと納税は競合自治体も増加しているため、さらなる情報発信が必要と考える。

現在保存会メンバーの高齢化が進んでおり、後継者の育成が喫緊の課題となっている。現在は鮭川小学校と連携し、当該踊りを含む4つの伝統芸能の体験授業を展開している。寄付された衣装は、授業の成果を地域住民へ披露する際に着用される予定だ。今後もこの教育連携を継続することで、伝統文化を次世代へとつなぎ、着実な後継者の確保に取り組んでいく方針である。

指定寄附金制度

指定寄附金とは

公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄付金で、広く一般に募集され、かつ教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等、公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要する事業に充てることが確実と認められるものとして、財務大臣が期間及び募集金額を定めて指定した寄付金です。

メリット	デメリット
寄付する側にもメリットがあるため、寄付を集めやすくなる 一般的な寄付では、所得税に優遇措置はなく、法人税で一定額の寄付金が損金として認められる程度。一方、指定寄附金への寄付では、所得税は一定額の所得控除を、法人税は全額損金処理を受けることが可能。	**指定を受けるまでの手続きがやや大変** 税金の減免に係る事項であるため確認・審査は厳密に行われており、申請から指定までに相当の時間を要する。特に所有者の財政状況については厳しいチェックがあり、指定を受けるだけの緊要性があるかが問われる。

文化財の指定寄附金

一定の要件を満たす国指定文化財の修理についても、指定寄附金制度の活用ができます。

① 対象要件

対象者	国宝・重要文化財などの国指定文化財を所有、あるいは管理する、公益を目的とする事業を行う法人（公益法人、学校法人等。宗教法人も含む）
対象事業	●国宝・重要文化財等（史跡名勝天然記念物、重要有形民俗文化財、重要伝統的建造物群保存地区を含む）に係る修理・防災施設整備事業 ●国庫補助を受けて行う事業 ●当該事業を行うことが、国指定文化財の保護のために緊急に必要であると認められる事業
募集できる経費	国庫補助事業の補助対象経費のうち、補助事業者が負担する金額
募集金額	2,000万円以上の必要な金額

② 募集期間

指定寄附金の指定は、財務大臣がその旨を官報で告示することにより発効し、募集期間は指定を受けた日から1年以内です。なお、募集期間中に募金額が目標に達したときは、その時点で募集を終了しなければなりません。

③ 税制優遇措置

ア）個人の場合（所得税法第78条第2項第2号）

「寄付した金額（当該年度の所得金額の40％を限度）－2，000円」に該当する額を所得から控除を受けることができます。

イ）法人の場合（法人税法第37条第3項第2号）

寄付した金額の全額を、損金の額に算入することができます。

申請を考えている場合

申請にあたっては都道府県を通じて文化庁から財務省へ申請を行いますが、必要書類の作成、準備は所有者が実施することになります。なお、税金の減免に係る事項であるため確認・審査は厳密に行われており、申請から指定までに相当な審査と期間がかかりますので、指定寄附金の申請を考える所有者は、まずは都道府県、市町村の文化財行政担当課へご相談ください。

必要書類の例

- 寄付金募集の趣意書
- 募集法人の概要
- 収支予算書及び決算書
- 貸借対照表、財産目録
- 資金の使途及びその源泉の内訳（事業実施計画）
- 指定寄附金に関連する年度の申請書又は実績報告書
- 寄付予定者一覧
- 募集法人の定款、寄付行為等
- 募集法人の登記簿謄本 等

制度利用のための留意点

1）指定寄附金を必要とする客観的な説明

指定要件は「緊急を要するものに充てられることが確実である」こととなっており、法人の財政状況及び今後の資金計画から、指定寄附金がなければ事業の実施が困難であることを客観的に説明できる必要があります。特に預貯金やその他流動性の高い財産がある場合、詳らかにして補助事業の自己負担金に充てることができない理由を示す必要があります。

2）具体的な寄付金募集計画

限られた募集期間で確実に募集目標を達成する上でも、内諾を得た寄付予定者について一覧の作成が必要です。なお、指定寄附金は「広く一般に募集」されることが指定の要件ですので、1社（1人）からの寄付の割合が著しく高くならないようにする必要があります。また、補助事業の工事等請負業者から指定寄附金を受領することは、資金の還流とみなされる恐れがあるので認められません。



指定寄附金制度を使って文化財の大修理

福井県敦賀市

本事例のポイント

- 企業や個人への働きかけ、財務状況等資料準備、関係各所への説明や回答等、寄付募集達成のため関係者が一丸となって資金調達に挑んだ
- 県人会や敦賀人会への訪問、商店街でのイベント等積極的に事業周知。多くの人に「西福寺の修理事業にぜひ寄付したい」と思ってもらえるよう取り組んだ

【文化財名称】
西福寺　御影堂、書院及び庫裏

【実施主体】
宗教法人西福寺

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：重要文化財（建造物）
所有者：宗教法人西福寺

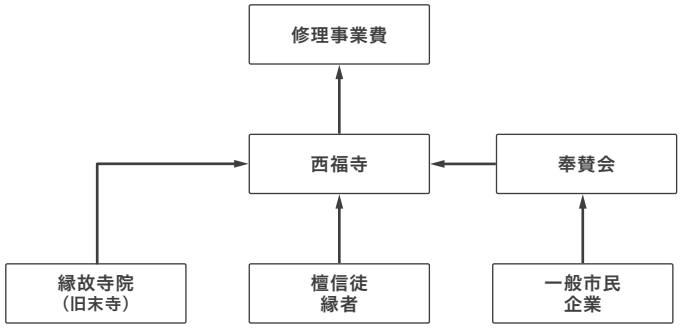
資金調達の背景・経緯

西福寺は南北朝時代に創建した浄土宗の古刹で、江戸後期には御影堂を中心とした本山格の伽藍を完成させるなど、一帯の大寺院である。しかし戦後の本末解体の影響もあって寺院規模に対して直檀家が少なく、檀信徒の高齢化も進み日常的な寺院経営にも苦労している状況である。

本事業以前には、2002～2006年度に書院庭園（国指定名勝）と書院の修理を国、県、市の補助を受けて実施、同時に阿弥陀堂（当時は県指定文化財）の修理も県と市の補助事業として実施した（平成の大修理）。

その後、2008年に御影堂、阿弥陀堂、書院及び庫裏の3棟が重要文化財に指定されたが、未修理であった御影堂と庫裏の劣化が進行してきたため、2022年度から2036年度までの15か年にわたって、重要文化財「御影堂」及び「書院及び庫裏」のうち庫裏部分の半解体修理を開始した。

総事業費が概算25億円にのぼり、事業の実施にあたっては国、県、市の補助金の交付を受けているものの、なお多額の自己負担を必要していた。さらに、庫裏の修理に伴う事務所移転等も含めてこれまで以上の寺院負担が見込まれたため、平成の大修理で結成された資金調達のための有志団体である「西福寺文化財修理事業奉賛会」が再編され寄付金募集を実施した。しかし、地域の経済状況も芳しくなく思うような額を集められず、このままでは事業資金の不足により修理事業を中止する可能性があったことから、指定寄附金制度を活用することとした。



（参考）西福寺寄付金集めの体制

指定寄附金制度の進め方

指定寄附金制度の申請にあたっては、必要書類の準備に加え、財務省との事前協議が必要である。寄付予定者名簿の作成については奉賛会が中心となって企業や個人への働きかけを行い、寺院の財務状況に関する資料等は寺が準備したが、奉賛会員へ向けた制度説明や、提出書類の点検、事前協議の際に財務省から寄せられる質問への回答作成の補助など、多くの場面で市のサポートを得て実施した。

工夫した点

寄付募集のため、市内企業を中心に福井県人会や敦賀人会なども訪問し、積極的に事業の周知を図った。また、名簿の作成から申請を経て実際に指定を受けられるまでに一定の時間を要することから、備忘措置として寄付予定者から予定額を記した証書をいただき、指定の告示を受けたのちに振込の案内をする形とした。

財務省とのやり取りの中では、寺の全収入や積立金等についての個別の詳しい説明（文化財修理事業に用いることができない理由等）を求められた。寺の通常の会計書類だけでは説明しにくい内容が多かったため、個別に内容を説明する資料を作成した。また、補助事業の書類だけからは見えない補助対象経費以外の様々な自己負担金についても、今後の予定額等も含めて明確に説明できるよう留意した。

成果

- 指定を受けた全額を1年以内に集めることができ、本事業中で最も負担の重かった御影堂の仮設覆屋の工事を無事実施することが出来た。

今後の課題

当初は15か年にわたる本事業に係る所有者負担額の全額の指定を目指していたが、財務省との協議の結果、「資金調達の緊急性」を満たす直近3か年分（御影堂の仮設・解体工事分）のみの指定となった。国庫補助事業分だけでも御影堂の組立や耐震補強、庫裏の半解体修理のための資金調達が残っており、さらに庫裏の修理に伴って発生する市指定文化財の玄関の修理事業費や寺務所の新築移転経費も含めると、さらなる資金調達を要するところである。

今後の取組・展望

寄付控除のインセンティブがつかない寄付金集めは非常に困難である。再び指定寄附申請を行うかは未定だが、不足分の確保に向けて様々な方策を検討している。

また、寄付募集以外の周知活動の一環として、これまで奉賛会を中心に商店街を練り歩く念仏行脚や門前味噌の販売などを企画した。今後もこうした活動や修理事業の経過の周知などを積極的に実施し、多くの人に「西福寺の修理事業にぜひ寄付したい」と思ってもらえるよう取り組んでいく。

その他の寄付にかかる取組

寄付収入を得る方法は、これまで紹介した他にも様々なものが考えられます。さらにいくつかの手法を紹介します。

継続的 寄付会員制度（奉賛会・賛助会など）

団体を継続的に支援する意思を持つ個人や法人が、年会費や月会費を定期的に支払うことで、団体の一員として活動を支える仕組み。社寺では「奉賛会」、博物館では「賛助会員」や「友の会」などの名称が用いられることが多い。会員には、会報の送付、施設の無料／割引入場、特別行事への招待、芳名の掲示など、簡易な返礼が提供されるのが一般的。

メリット	デメリット
安定的な収入源となりうる 一度制度に加入した寄付者は、その後も長く寄付を続けていただけるケースが多いため、定期的な会費収入は文化財の長期的な運営基盤強化に役立つ	**制度設計と管理の手間** 会費の徴収、会員名簿の管理、会員証の発行、会報の作成・発送など、日常的な運用・事務コストをかける必要がある
支援者との繋がりの醸成 支援者の名簿ができるため、会員向けに定期的な情報発信やイベントを行いながら、文化財を支える「応援者」との関係も築くことができる	**「最初の一歩」の敷居の高さ** 単発寄付に比べ、入会手続きや会費の負担があるため、参加への敷居がやや高い
大口寄付や遺贈へのステップ 継続的な関係の中で、大口寄付や遺贈といったより大きな支援に繋がる可能性が高まる	

ポイント

継続的な寄付会員制度のオンライン決済化

これまでの寄付や会費の納入は、現金の持参や銀行振込といった方法が一般的でした。しかし昨今では、手続きのすべてをインターネット上で完結できる仕組みが増えています。

「自動更新」での支払い	クレジットカード等を利用したオンライン決済であれば、毎回の振込手続きが不要になり、支援者の「ついうっかり」による失念を防ぐことができる。寄付者にとっては手間が省け、団体側にとっても継続的な支援を安定して受けられるので、双方にとって負担の少ない形で会員制度が導入できる。
「マンスリーサポーター」という選択肢	年額だけでなく「月額（マンスリー）」で少額ずつ支援を受け付けるスタイルも定着しつつある。こうした柔軟な支払い設定も、オンラインツールを活用することで、管理の手間をかけずに導入することができる。

社寺でも、クレジットカードやＱＲコード決済（ＰａｙＰａｙなど）が日常的に使われるようになりつつある昨今、寄付の窓口をオンライン化し、多様な支払い方法を整えることは、新しい支援者を迎え入れるための一つの選択肢となりえます。

単発的 募金

文化財や関連施設の中・周辺に設置された募金箱への現金投入、または窓口やウェブサイトを通じて一度きりで行われる寄付（近年は、クレジットカード、ＱＲコード決済なども）。文化財への訪問者や、ウェブサイト閲覧者がその場ですぐにできる最も手軽な寄付方法。

メリット	デメリット
寄付の敷居が低い 誰でも気軽に、自分の意思とタイミングで参加でき、特に初回の寄付者を獲得しやすい	**資金計画の不安定性** 寄付額や頻度が景気や集客数に左右されるため、収入が非常に不安定で、長期的な資金計画を立てにくい
集計が容易 募金箱であれば現金の管理は必要だが、オンライン決済であれば自動で集計され管理しやすい	**低額寄付が中心** 大口寄付につながることは稀で、資金源の多くが少額にとどまりがち
即座に資金化 寄付が行われた直後に資金として利用可能	**寄付者との関係構築が困難** 多くの単発寄付者は匿名性が高く、その後の継続的な関係や情報提供に繋がりにくい

単発的 遺贈

遺贈とは、「遺産の寄付」。自身の死後、遺言書を作成することで、所有する財産（現金、不動産、有価証券など）の一部または全部を特定の団体に寄付する行為。近年の「おひとりさま」「おふたりさま」世帯の増加により、日本においても急増傾向にある。寄付者にとっては、生前に財産を減らさずに、自分の思い入れのある団体に財産を託して社会貢献ができる「最終的な意思表示」となりうる。

メリット	デメリット
大口の資金獲得 寄付額が一度に数千万円～億単位になることもあり、大規模な修繕や新規事業の立ち上げなど、大きなプロジェクトの資金源となる	**資金化までの時間軸が長い** 寄付（遺言）が執行されるのは寄付者がお亡くなりになったあとであるため、寄付の実際の受け取り時期を予測できず、短期的な資金計画に組み込むことは難しい
支援者の究極的な意思表示 長年の支援者が団体への深い愛情を示す、最も意義のある寄付となりうる	**専門的な知識が必要** 遺言書の作成、相続、法的な手続きが絡むため、専門家との緻密な連携が求められる
税制上の優遇 寄付を受ける団体が非課税団体であれば、寄付された財産は相続税の非課税対象となり、相続人の税負担軽減にも繋がる（※税制については専門家への確認が必要）	**倫理的な配慮** 寄付者本人の意思はもちろん、遺族との関係性や感情に配慮しつつ、適切なコミュニケーションを行う必要がある





非公開文化財の限定公開時における寄付募集

香川県土庄町

本事例のポイント

- 通常は非公開としている東林庵（小豆島霊場第四十九番札所）の本尊について、年2回の特別御開帳を実施。その際、募金箱を設置し、御開帳に訪れた人々に対して本尊の修復と保存のための寄付を呼びかけた

【文化財名称】
木造地蔵菩薩立像

【実施主体】
上庄自治会

【文化財概要】
指定状況：町指定
種別：有形文化財(美術工芸品)
所有者：上庄自治会

資金調達の背景と工夫した点

参拝客の減少等により本尊の維持管理費用の捻出が厳しくなる中、特に地元の人に本尊のことをより知ってもらい、地域全体で支えていきたいとの思いから、特別御開帳とその機を活用した寄付募集（以下、「公開事業」という。）を2025年より開始した。

初回は、少しでも多くの来訪者を見込むべく、お遍路初めの島開き法要が行われる1月21日に合わせて2日間の公開事業を実施。その後、8月のお盆の時期にも2日間実施した。

公開事業の実施に際しては、寄付のお願いについても記載したチラシを事前に作成して配布したところ、地元新聞紙に取り上げられ、島外からの誘客・寄付にも繋がった。また、当日は、上庄自治会が、来訪者に対して本尊の重要性・維持の必要性の説明や寄付の呼びかけ、餅のふるまい等を行った。

成果と今後の取組・展望

- 1月：約130人の来訪者から約15万円の寄付
 この寄付金により、それまで防犯設備がなかった東林庵にパトランプとサイレンを整備
- 8月：約80人の来訪者から約8万円の寄付

公開事業は引き続き行っていきたい意向。長年、本尊の修理等は行われていないところ、各種の助成も使いつつ、公開事業の寄付によって修理費用を捻出していくことも考えている。





「資金」だけでなく「人手」も募って文化財を未来に残す

青森県弘前市

本事例のポイント

- 高照神社の保存・継承のため、「高照神社運営検討委員会」という自主組織を設立
- 広く全国から日頃の維持管理活動の担い手（検討委員会の構成員）＝「守人」を募り、「資金」だけでなく「人手」も確保する取組を展開

【文化財名称】
高照神社

【実施主体】
高照神社運営検討委員会

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：重要文化財(建造物)
所有者：高照神社

取組の背景

約300年にわたり、門前（高岡）集落の人々が神社を守ってきたが、高齢化や戸数減少等により神社の継承が危ぶまれる事態になってきていることを受けて、自治会と弘前市教育委員会が協力し、2023年1月に自主組織を立ち上げた。

具体的内容と成果

- 「守人」は150人弱（2025年11月現在）。地元や弘前市内の人を中心としつつ、県外の人も参画

「守人」の活動頻度は年に6・7回で、雪かき、草刈り、掃除、特別公開対応等を行っている。

「守人」になった後、維持管理活動への参加は各人の自由となっているが、常時20～30人程度は集まっており、2025年の豪雪の折の雪下ろしには100人ほどが集まった。遠方で活動への参加が難しい人は、代わりに寄付金を寄せることもある。

2025年度には、検討委員会が実施主体となって高照神社の修繕費用確保に向けたクラウドファンディングを実施し、約800人の支援者から、総額約1,530万円の支援を受けた。

今後の取組・展望

高照神社の知名度を上げ、支え手を増やしていくことが重要と考えており、上記特別公開やクラウドファンディングも、神社を知り、応援するきっかけとなることを企図して実施している面もある。今後も、高照神社の知名度を高める取組を継続する意向である。また、現在は、守人がイベント的に維持管理活動に参加しているため、より日常的に関わるようになってほしいというのが中長期的な展望である。



景観利用者からの寄付を歴史的資産の保全に繋げる

神奈川県横浜市

本事例のポイント

- 歴史的建造物を守るために法人を設立。自ら所有する歴史的建造物について、景観利用者から寄付募集。公益社団法人とすることで、寄付者に対して税制優遇のメリットを提供
- 寄付金をファンドとして積み立て、歴史的建造物の保全活動の推進に繋げる

【文化財名称】
野毛都橋商店街ビル

【実施主体】
(公社)横浜歴史資産調査会

【文化財概要】
指定状況：横浜市登録歴史建造物
種別：有形文化財(建造物)
所有者：(公社)横浜歴史資産調査会

資金調達の背景と具体的内容

解体の危機にあった野毛都橋商店街ビルをはじめとする横浜の歴史的建造物を守り、「横浜らしい」都市景観を残すため、(公社)横浜歴史資産調査会を設立。ビルは自ら所有する形で守った。

以前からビルが撮影等に利用されていたことに着目し、景観利用者から、利用の対価として景観保全のための寄付をしてもらっている。景観利用者にも「この景観を共に守る」という思いを持ってほしいとの考えから、寄付という形を取っている。

寄付金額は、動画撮影の場合は10万円、写真撮影の場合は5万円。調査会は公益社団法人であり、寄付に関しては税額控除を受けることができる。

寄付金は、主に調査会が創設している「歴史を生かしたまちづくりファンド」に入り、ビルの維持管理など、歴史的建造物の保全活動のために使用されている。

成果と今後の展望

- 使用料による寄付は、年間100万円ほど
- 使用料による寄付とは別に、ファンドへの直接寄付にも多くの支援あり

今後は、一口当たりの寄付金額の値上げも視野に入れている。ビルに入る約60軒のテナントからの賃料収入も併せて、歴史的建造物の保全を引き続き行っていく。

2 公的資金・助成金収入

民間助成・助成団体

公的資金・助成金収入とは

公的資金は、国(文化庁など)や自治体(都道府県・市町村)が拠出する資金です。文化財の関係でも、国・自治体それぞれによる、修理等の保存や日常の維持管理、そして活用のための補助金・助成金(支援制度)が存在します。

一方で、民間の財団や企業等が拠出する助成金もあります。

公的資金や民間による助成金には実に様々なものが存在し、支援対象となる文化財の種別や事業の内容、支援金額の上限や総事業費に占める割合等が異なっています。条件を満たせば、複数の補助金・助成金を利用して、所有者負担分の軽減を図ることも可能です。

補助金・助成金の種類

	公的資金		民間助成
出し手	国 (文化庁・観光庁・国土交通省など)	自治体 (都道府県・市町村)	財団・ 企業等の助成団体
区分	補助金・助成金	補助金・助成金	助成金

例えば、文化財の修理に関する国の補助金の対象は、国指定文化財が中心となります。自治体の補助金についても同様に、基本的に自治体指定の文化財が対象となります。いずれも、修理費用総額の一定割合を補助する形で、修理費用の一部は所有者負担となることがほとんどです。

また、近年では、文化財の活用に関する補助金も増えてきています。国際観光旅客税を財源としたインバウンド誘客に資する取組に対する支援事業も充実が図られており、各地の貴重な文化財の活用に役立てられています。活用に関する補助金には、建物の整備といったハード面への支援だけではなく、環境醸成やコンテンツ造成などのソフト面への支援を行うものも多く見られます。

所有の文化財についてどのような公的資金の申請の選択肢があるのかを知りたい場合は、各省庁や自治体からの情報を積極的に収集することが重要です。自治体の担当課(文化財課等)に相談してみるのも良いでしょう。

民間助成については、次頁で具体例とともに紹介します。

民間助成・助成団体

民間助成・助成団体とは

自らは事業や研究などは行わず、他の者が行うそれを資金的に援助する団体。多くの法人格は「財団法人」で、中でも研究、施設、出版、会議開催、研究者招請・派遣などへの助成事業や表彰事業、奨学事業などを行う団体を指します。

文化財に関する民間助成・助成団体

建造物や美術工芸品などの文化財を修理し、地域の伝統芸能等を伝承し、あるいは文化財について調査・研究し、後世に伝えていくため、文化財の修理や保存・伝承、調査・研究等に関する様々な民間助成・助成団体が存在します。

民間助成・助成団体の例

参考：文化庁HP掲載（2026年3月現在）
▸https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/josei/

● 文化財の保存および活用関係

実施団体
独立行政法人日本芸術文化振興会
【対象事業】
（1）歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動
（2）民俗文化財の保存活用活動
（3）伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動

実施団体
公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団
【対象事業】
（1）文化財の管理、保存修復等の事業の助成
（2）災害等による被災文化財の修復事業の助成　など

実施団体
公益財団法人 朝日新聞文化財団
【対象事業】
指定文化財ならびに歴史遺産およびそれに準ずる価値のある文化財の保存・修復・公開活用等に助成

実施団体
公益財団法人 新井財団
【対象事業】
歴史的建造物等の管理、保存修復等の事業への助成及び災害等による被災文化財の復旧事業に対する助成

実施団体
公益財団法人 住友財団
【対象事業】
日本国内にある文化財（美術工芸品＜絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料＞）の維持・修復事業を対象とした助成

実施団体
公益財団法人 三菱財団
【対象事業】
文化財の保存・修復に対する助成。有形文化財のうち、建造物は除く。国宝・重要文化財の保存、修復も対象外。都道府県の指定などは不問

実施団体
公益財団法人 ポーラ伝統文化振興財団
【対象事業】
伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能・行事の各分野で保存・伝承・振興活動および調査・研究活動において、有効な成果が期待できる事業に対し、補助的な援助を行う

実施団体
公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
【対象事業】
「未来遺産運動」の一環として、失われつつある豊かな文化や自然を、子どもたちの未来に残そうとする“活動”を「プロジェクト未来遺産」として登録。登録されると、顕彰の一環として応援金も

など



百人一首 格天井画の 修復を助成で実施

栃木県小山市

本事例のポイント

● 妙建寺百人一首格天井画・欄間彫刻保存会を立ち上げ、財団の助成金を利用して修復事業を実施した

【資金調達詳細】
助成団体：（公財）東日本鉄道文化財団
助成を受けた年：2022年度
助成額：300万円

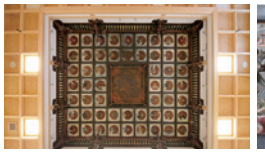
【文化財名称】
百人一首格天井画・龍図　附欄間ならびに向拝彫刻

【実施主体】
妙建寺百人一首格天井画・欄間彫刻保存会

【文化財概要】
指定状況：市指定
種別：有形文化財（絵画）
所有者：宗教法人妙建寺

資金調達の背景

- 本堂が東日本大震災の影響で傾き、建て直しを余儀なくされたことに伴い、「格天井画」「龍図」「欄間彫刻」「向拝彫刻」の修復を開始。
- 修復にあたり、「妙建寺百人一首格天井画・欄間彫刻保存会」を設立。所有者である妙建寺による負担金、寄付金、財団の助成の3つの方法で資金を調達し、清掃、燻蒸、彩色の剥落止め、欠失部分の補填等の修繕を実施した。


格天井全体


欄間彫刻

成果

- 2022年度（公財）東日本鉄道文化財団　地方文化事業支援補助制度に応募し、採択。格天井画修復費用として300万円の助成を受けた。
- 修復完了後、2023年3月から一般公開。2025年6月に小山市指定有形文化財〔絵画〕に指定。

今後の取組・展望

- 格天井画は寺院本堂内にあり、日常的に公開されているため、線香の煙による煤汚れへの対策が必要。
- 小山駅から徒歩圏内であり、周辺に国史跡など、様々な文化財が集中する環境を活かし、地域の観光資源として参拝者の増加が期待される。
- 市教育委員会と連携し、本堂での百人一首関連イベントの開催や、文化財関連事業の実施が期待される。



写真提供　妙福寺

複数の民間助成を利用して、所有文化財の修理の負担を軽減

東京都町田市

本事例のポイント

- 所有者負担の軽減を図るべく、公的資金と民間による助成金を併用
- 民間による助成金の利用にあたっては、自治体や設計業者も積極的に協力

【資金調達詳細】
●高麗門
助成団体：(公財)朝日新聞文化財団
助成を受けた年：2019年10月
助成額：159万円
●祖師堂
助成団体：(公財)文化財保護・芸術研究助成財団
助成を受けた年：2023年9月
助成額：30万円

【文化財名称】
妙福寺高麗門／妙福寺祖師堂

【実施主体】
妙福寺

【文化財概要】
指定状況：市指定／都指定
種別：有形文化財(建造物)
所有者：妙福寺

資金調達の背景・経緯

高麗門

台風により倒壊した数年後に再建を決意。再建費用約495万円のうち、町田市からの補助を除いた半額を妙福寺が負担。市と設計業者が共に民間助成を探し、朝日新聞文化財団による助成を見つけた。



再建前の倒壊した門

祖師堂

天井板の雨漏りによる破損と雨染みの修繕、枢要な柱の剥落止め措置を実施する必要が発生。事業総額約686万円のうち、東京都からの補助を除いた半額を妙福寺が負担。都・市・設計業者が他の助成金を探し、文化財保護・芸術研究助成財団による助成を見つけた。

成果

- 高麗門：朝日新聞文化財団より159万円の助成
- 祖師堂：文化財保護・芸術研究助成財団より30万円の助成

高麗門・祖師堂共に、都・市による補助金と民間財団からの助成金を組み合わせ、所有者負担を少しでも抑える努力をして、当初予定事業の遂行を可能にした。助成金の獲得に向けては、民間助成団体を探す段階から、所有者のみならず、都・市・設計業者が一体となって取り組んだ。

今後の課題

妙福寺には、高麗門・祖師堂の他に町田市指定の文化財が2つある。4つの貴重な文化財を守るため、今後も、民間助成も模索しながら修理を計画的に行う必要がある。

3 事業収入

国の指定を受けた法人による金融支援 ／ ユニークベニュー ／ その他の活用方策

事業収入とは

入場料や拝観料など、営利的な事業（経済活動）から得られる収入全般を指します。法人税法上の「収益事業」から得られる収入は、基本的にここに該当します。

主な事業収入

文化財を見る・そこに入るために料金を設定する

➡ 入場料、拝観料など

ポイント　来訪者数に比例するため、集客努力が直接的に収入増に結びつき、一度定着すれば、予測可能な「安定財源」として長期的な基盤収入となりうる。一方で、文化財の立地、景気、競合施設の状況、SNSでの話題性など自力ではコントロールし難い不確定要素に影響を受けやすい。

文化財の中での（あるいは文化財にまつわる）催しを企画し、参加費用を設定する

➡ 体験イベント参加費など

ポイント　文化財という「特別な空間」を活用したイベントは、普段文化財に関心がない層も現地に足を運ぶ動機になりうる。単に眺めるだけでは伝わらない歴史や背景を深く理解し、文化財に愛着をもってもらうきっかけにも繋がる。一方で、イベントの企画・集客・当日の運営等には人的なリソースが必要。安全管理、予約システムの運用など、外部委託が必要になりコストがかさむケースも。

物販の売上

➡ グッズ・お土産の売上など

ポイント　オリジナルのグッズや独創性の高いお土産は、文化財のPRやブランドの強化に繋がる。
一方で、商品企画・開発費、在庫管理、販売スペースの確保など、初期投資や運営コストが発生すること、また売れ行きによっては在庫を抱えてしまうリスクがあることにも注意が必要。

場所貸し収入

➡ ユニークベニュー、ロケ地や写真撮影スポットとしての貸出、宿泊施設としての活用など

ポイント　歴史的景観を活かした撮影やビジネスイベント（国際会議、展示会等）での利用、宿泊体験などは、施設の風格を活かした高単価な収益が期待できる。一方で、不特定多数の立ち入りによる建物の損壊や火災リスク、文化財らしい静謐さの維持といった、保存と活用の高度なバランス管理が課題となる。

その他

➡ 投資による収入、駐車料金、飲食提供収益事業、不動産賃貸、出版事業など

国の指定を受けた法人による金融支援

一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO機構）

民間都市開発推進機構（MINTO機構）とは

- 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき国土交通大臣に指定された一般財団法人
- 「都市再生特別措置法」などに基づき、優良な民間都市開発事業に対して、国からの補助金や政府保証債等を活用して長期の金融支援（融資・出資）を行う
- 全国47都道府県すべてで支援の実績があり、支援した事業は累計で1，400件超、支援総額は2兆円超となっている

MINTO機構の役割

主に大都市の案件

民間事業者による大規模な新規・更新プロジェクトは、数十年単位の安定的な事業運営を前提

- 自己資金に加え、超長期（10年・20年）の融資に対するニーズが高い
- 民間金融機関では対応が難しい時間リスクに対し、長期資金支援が可能なMINTO機構の融資（メザニン支援業務等）に対する支援要望は強い

主に地方都市の案件

政策的意義が高い一方、需要の制約や経済環境の変動幅の大きい中での低収益・小規模事業は、十分なエクイティ資金を調達することが困難

- 公益性とリスクとをぎりぎりの水準で両立させる形で支援を進めることが必要
- MINTO機構の出資（まち再生出資業務等）により事業を下支えすることで民間資金の呼び水の役割を果たす

支援メニュー

融資・出資／社債取得・助成など、様々な資金需要に対応した支援制度を実施。文化財の改修等に対して特に実績があるのは、「まち再生出資・社債取得業務」及び「マネジメント型まちづくりファンド支援業務」の2つ。

融資

共同型 都市再構築業務
共同事業者として長期の固定金利による資金を供給

グリーンアセット等 整備支援業務（メザニン支援）
主に大都市圏の大型プロジェクトにミドルリスク資金を供給

まちなか公共空間等 活用支援業務
まちなかで賑わいある交流・滞在空間を形成する事業を行う都市再生推進法人に低利資金貸付を実施

出資／社債取得

まち再生出資・社債取得業務
主に地方都市のプロジェクトに対して出資・社債取得による支援を実施

マネジメント型 まちづくりファンド支援業務
地域金融機関と共にファンドを組成し、そのファンドから民間のまちづくり事業に出資等を実施

助成

クラウドファンディング活用型 まちづくりファンド支援業務
地方公共団体等と共に資金拠出したファンドから、クラウドファンディングを活用した民間のまちづくり事業等に助成を実施

文化財の支援事例

まち再生出資・社債取得業務

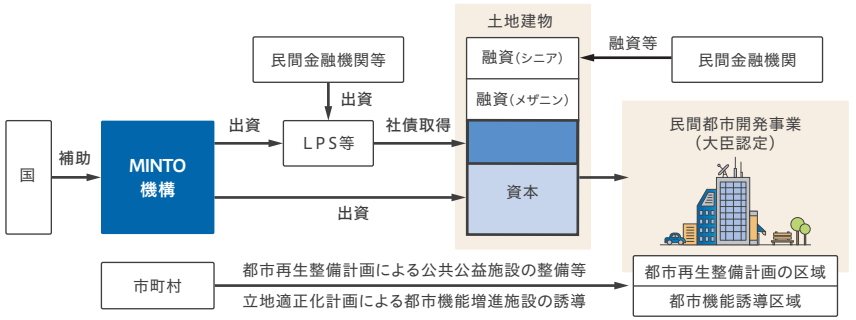
- 星のや奈良監獄・奈良監獄ミュージアム（重要文化財／ホテル、史料館、イベント広場等の整備）
- 名古屋テレビ塔（重要文化財／ホテルやプロジェクションマッピングの設備の整備）

マネジメント型まちづくりファンド支援業務

- BYAKU　Narai（重要伝統的建造物群保存地区／伝統的建造物である旧酒蔵・旧民宿の建物をリノベーションして、宿泊施設・レストランを整備）
- NIPPONIA　HOTEL　大洲城下町（文化財を含む城下町に点在する歴史的な邸宅をリノベーションし、分散型古民家ホテルとして整備）

まち再生出資・社債取得業務

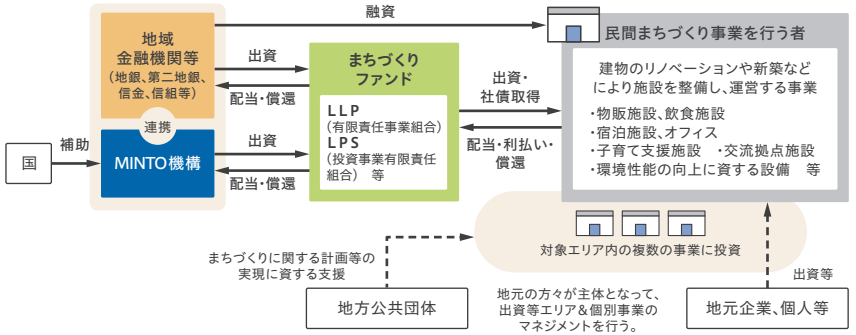
- 市町村が定める特定の区域（都市再生整備計画の区域など）において行われる優良な民間都市開発事業で、国土交通大臣の認定を受けたものに対し、MINTO機構が出資又はLPS（投資事業有限責任組合）等を通じた社債取得を実施。
- MINTO機構が事業の立ち上げ支援を行うことが呼び水となり、民間金融機関からの資金調達がしやすくなる。



支援限度額	以下の額のうち最も少ない額（車載取得の場合は、①②のうち最も少ない額） ①「公共施設等整備費」、②「総事業費の50%」、③「資本の額の50%」
事業採算性	事業又はLPS等から10年以内に配当等を行うことが確実であると見込まれること 等

マネジメント型まちづくりファンド支援業務

地域金融機関等とMINTO機構が連携して「まちづくりファンド」を組成し、当該ファンドからの出資・社債取得を通じて、リノベーション等による民間まちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域の課題解決に貢献。



支援限度額	（MINTO機構からファンドへの出資）ファンド総額の1/2まで （ファンドから民間まちづくり事業への出資等について）出資：当該出資を受けた後の事業者の資本の額の2／3又は総事業費の2/3のいずれか少ない額まで 社債取得：総事業費の2/3まで
事業採算性	ファンドの存続期間は最長20年、出資・社債取得の回収期間は最長10年を目途とすること

民間都市開発推進機構（MINTO機構）HP　https://www.minto.or.jp/





（左・右）© 旧奈良監獄保存活用株式会社

重要文化財の保存と活用のモデルケースへ

奈良県奈良市

本事例のポイント

- 事業の早期段階からMINTO機構が出資することにより、事業の本格着手段階において先行して資金調達支援を行った

【文化財名称】
旧奈良監獄

【実施主体】
旧奈良監獄保存活用株式会社

【文化財概要】
指定状況：国指定
類型：重要文化財（建造物）
管理者：旧奈良監獄保存活用株式会社

資金調達の背景・経緯

- 法務省が実施するコンセッション方式のＰＦＩ事業で、国の重要文化財に指定された歴史的・学術的価値が高い建築物である「旧奈良監獄」の保存・維持管理を行いながら、文化財ホテルとして上質な宿泊施設を整備し、史料館、地産地消レストランやイベント広場などを整備するもの

（経緯詳細）

- 2017年12月、法務省・奈良県・奈良市が「旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺整備に関する包括協定書」を締結
- この協定を受け、2018年2月、旧奈良監獄の保存活用と奈良電力鴻ノ池パーク（奈良市鴻ノ池運動公園）整備の連携による奈良公園北部の新たな拠点の創出と、地域の活性化を図るため、奈良市が都市再生整備計画（旧奈良監獄・鴻ノ池運動公園周辺地区）を策定
- 2019年、法務省のプロポーザルを経て、株式会社星野リゾートが事業協力企業として認定
- 2022年3月、旧奈良監獄の保存活用を行う特別目的会社（ＳＰＣ）である旧奈良監獄保存活用株式会社（株式会社星野リゾートなどが出資）が民間都市再生整備計画の国土交通大臣認定を受けるとともに、ＭＩＮＴＯ機構から１８億５千万円の出資（優先株式の取得）を受けた

今後の取組・展望

2026年４月に奈良監獄ミュージアム、同年６月に星のや奈良監獄が開業予定であり、新たな観光拠点として、奈良市・奈良県で課題となっている日帰り観光からの脱却等への貢献や、奈良の文化発信への貢献が期待される





（左）© ロココプロデュース 林広明　（右上下）©TOREAL 藤井浩司

重伝建地区でのモデルケースへ

長野県塩尻市

本事例のポイント

- MINTO機構が地域金融機関と連携してファンドを設立し、社債取得により事業の立ち上げ支援を行った

【文化財名称】
塩尻市奈良井重要伝統的建造物群保存地区

【実施主体】
株式会社ソルトターミナル、一般社団法人塩尻市森林公社

【文化財概要】
指定状況：国選定
類型：重要伝統的建造物群保存地区

資金調達の背景・経緯

- 奈良井宿は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、歴史的な観光資源を有しているが、観光消費額が低迷し、歴史的建造物の保存・活用等の課題も抱えており、歴史的街並みを活かした交流の推進、観光客等の滞在時間の延長に繋がる施設整備等が求められていた
- 2021年、歴史的建造物等のリノベーションを連鎖的に進め、エリアの価値向上と地域課題を図る取組の起点として、築約200年の伝統的建造物である旧酒蔵・旧民宿の建物がリノベーションされ、宿泊施設（ＢＹＡＫＵ Ｎａｒａｉ）・レストランなどからなる小規模複合施設が整備された

（経緯詳細）

- 2020年1月、竹中工務店が長野県塩尻市と持続可能な社会づくりや地域課題の解決に寄与・貢献することを目的とした「連携協定」を締結。連携事項の一つには「歴史的建物資源や文化資源の活用等に関すること」を掲げた
- 2021年3月、長野県信用組合と民間都市開発推進機構が1.5億円ずつ拠出し、資金規模3億円の「ながのけんしん奈良井宿まちづくりファンド」を組成
- 同年5月、一般社団法人塩尻市森林公社と竹中工務店が出資し設立した株式会社ソルトターミナルが上記ファンドから社債の引受による支援を受けた

成果

- BYAKU Naraiの開業を起点として、宿泊客が増加し、滞在時間の延長につながるとともに、観光消費額の向上や周辺での新規事業者の進出・歴史的建造物の改修に波及していった

ユニークベニュー

ユニークベニューとは

本来の用途とは異なるニーズに応えて、特別（ユニーク）に貸し出される会場（ベニュー）のことを言います。日本国内では、歴史的建造物・社寺・城跡・美術館・博物館などで、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出する事例等が多くみられます。ヨーロッパでは、主に施設等の維持・管理やスタッフの人件費捻出のために、施設等をイベント会場として貸し出す取組が行われてきました。現在では、ヨーロッパに限らず、様々な国でも実施されています。

ユニークベニューとして活用する際の関係者とメリット

文化財をユニークベニューとして活用する際、下図のような参加者・主催者・所有者等が関わります。所有者等が主催者となり、文化財をユニークベニューとして活用することもあるでしょう。また、文化財をユニークベニューとして活用することで、関係者にとって下図のようなメリットが想定されます。

関係者	イベント等に **参加する者**	イベント等を **主催する者** （実行委員会、イベント会社等）	文化財を **所有・管理する者** （地方公共団体・社寺等）
メリット	● 特別な会場（文化財）で特別な体験ができる ● 文化、歴史に触れることで知的満足が得られる（文化財の魅力を感じられる）	● 特別な会場（文化財）で実施することにより、イベント等の魅力向上につながる ● 新たな切り口でのイベント等の実施により、主催者の知名度向上につながる	● 所有する文化財の認知度・知名度向上につながる ● 文化財の魅力に気づいてもらい、その文化財の保存活動の機運上昇につながる ● 会場使用料等の収入を得られる可能性がある

［所有者等の皆さまへ］

所有する文化財をユニークベニューとして活用する際の手始め

まず、ユニークベニューを希望する所有者等は、所有している文化財の利用可能条件や連絡先を主催者に伝えましょう。こうした情報が公開されていないと、借り手となる主催者はイベントを企画できません。また、文化財保護の観点から、飲食が不可能な場合や、建造物の構造上、重量物の設置ができない等、様々な制約がある場合は、それらを事前に伝えておく必要があります。

利用可能条件の例

施設が有する備品、広さ、収容可能人数、耐荷重、想定される利用形態（レセプション・会議・展示会・イベント等）、料金、電気・電圧・ガスの使用可否とスペック、施設内において使用できる範囲

［主催者の皆さまへ］

文化財をユニークベニューとして活用する際の心得

心得：1

文化財の特徴や魅力を生かした活用をするために

文化財の歴史的・文化的な価値、規模、デザイン（外観や内装等）、立地条件、歴史的背景等に着目して、その文化財ならではの特徴や魅力を生かして「特別な会場での特別な体験」を生み出しましょう。特に文化財には、そこで起こった歴史的な出来事や、その場所にまつわる言い伝えや慣習等、特徴的で魅力的なストーリーが隠れているケースもあります。

心得：2

文化財の「保存」に影響を及ぼさないために

文化財の脆弱性についての正しい認識のもと、適切に取り扱われる必要があります。後世に文化財を守り伝える必要性を理解し、文化財の「保存」に影響を及ぼさないことを大前提に活用を考えましょう。

心得：3

文化財の「本来の用途」を尊重するために

ユニークベニューとして活用される文化財は、本来の用途があり、現在もその用途で使用されているものもあります。例えば、社寺は宗教施設であり、町家は今でも居住されている場合があります。単に貸会場として利用するのではなく、文化財の「本来の用途」を尊重して活用しましょう。

ユニークベニューお役立ち情報

これまで文化庁を始め、関係機関がユニークベニューの情報を発信しています。

「文化財を活用したユニークベニューハンドブック」【文化庁】

▶ https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_handbook/pdf/r1421344_01.pdf

文化財をユニークベニューとして活用した経験のある文化財所有者、地方公共団体及び民間企業の担当者、並びにユニークベニューとして活用する際に必要な届出や申請に関わる担当者等へのヒアリングを通じて得た知見を基に、文化財をユニークベニューとして活用する際にどのような手続きや準備が必要かをまとめたハンドブックです。

政策について「ユニークベニュー」【観光庁】

▶ https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/mice/kaisaichi/uniquevenue.html

ユニークベニューの開発・利用促進にむけて、観光庁が実施した事業の「事業報告書」が掲載されています。また、実施した事業に基づき発行された「関連冊子」や、実施した事業で調査を行った地域の一部施設をリスト化した「ユニークベニュー施設リスト」も掲載されています。

事業報告書	2017年度（平成29年度）事業	「MICEの誘致拡大に向けたユニークベニュー利用促進事業」
	2014年度（平成26年度）事業	「ユニークベニューの開発・利用促進に関する調査事業」
	2013年度（平成25年度）事業	「MICEの誘致拡大に向けたユニークベニューの利用促進事業」
ユニークベニュー関連冊子	2017年度（平成29年度）事業	「ユニークベニュービギナーズガイド」
	2014年度（平成26年度）事業	「ユニークベニューベストプラクティス集」
	2013年度（平成25年度）事業	「ユニークベニューHANDBOOK　博物館・美術館編」

ユニークベニューの紹介　【日本政府観光局（JNTO）】

▶ https://mice.jnto.go.jp/organizer-support/search/unique-venue.html

歴史的建造物や文化施設など、日本らしい情緒を味わうことができる会議・レセプション会議のうち代表的なものが紹介されています。

ユニークベニュー施設紹介は、各地域の地方公共団体・観光協会等のホームページに掲載されている場合もありますので、そちらも参考にしてください。



© 公益社団法人能楽協会

ユニークベニュー活用でさらなる魅力向上と保存と活用の好循環へ

熊本県熊本市

本事例のポイント

- 許可基準の工夫により、熊本城とイベントが双方の魅力を高め合う取組になることを担保
- 許可基準を満たしているかどうかは、市が設置する審査会議で審査
- 審査制度を設けることで、公演等も含めた幅広いイベントに対応

【文化財名称】
熊本城

【実施主体】
熊本市

【文化財概要】
指定状況：国指定
類型：特別史跡
管理者：熊本市

資金調達の背景・経緯

- 2016年に発生した熊本地震により、熊本城では天守閣を含む多数の建造物や石垣に大きな被害が出た。天守閣は2021年に復旧したものの、熊本城全体の完全復旧には約30年を要すると見込まれている
- 熊本城の早期復旧のため、また、復旧過程にあっても、熊本のシンボルである熊本城の魅力を広く伝え、熊本城を核とした熊本の文化観光を振興するため、2025年度より、行政以外でも熊本城をユニークベニューとして活用できるMICEプランを開始した（これまで、熊本城におけるイベント開催は、行政主催のものに限られていた）

会場

❶ 天守閣内（大天守最上階）



❷ 天守閣前広場



❸ 平左衛門丸



❹ 特別見学通路



❺ 二の丸芝生広場



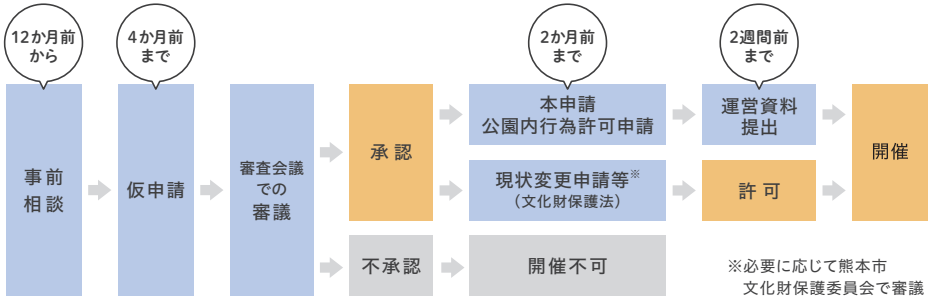
※区域の用途制限
❶～❹ 熊本市都市公園条例に定める「興行」及び「催し」のうち、下記（1）-（3）のいずれかに該当するもの
（1）企業、学術団体、経済団体等が実施するレセプション（2）記念式典、会議、新製品発表会又は展示会
（3）参加者を限定した見学会等であって、本市における文化観光の振興に資すると認められるもの
❺ 熊本市都市公園条例に定める「興行」及び「催し」 ※使用面積は広場全体（38,000㎡）の半分を上限とする

● 料金

会場	面積	時間	料金	備考
❶ 天守閣内（大天守最上階）	67㎡	6:00－8:30 及び 17:30－21:00	30万円	屋内
❷ 天守閣前広場	2,000㎡		100万円	屋外
❸ 平左衛門丸	1,000㎡		50万円	屋外
❹ 特別見学通路	900㎡		20万円	屋外
❺ 二の丸芝生広場	19,000㎡	8:00－21:00	200万円	屋外

※❶～❹は1回あたり、❺は1日あたりの料金（設営費用等は含まれておりません）

● 手続きの流れ



※必要に応じて熊本市文化財保護委員会で審議

工夫した点

- 許可基準として、下記の7つの要件を設定。市が設置する審査会議（熊本城、観光、文化財等の担当部署の部課長により構成される）での審査を経ることで、熊本城とイベントが双方の魅力を高め合う取組になることを担保
- 審査制度を設けることで、行政が管理する城では対象外とされている場合も多い、公演等の興行、販売を伴うイベントも対象に

対象となる事業（許可基準）

開催を許可する催事は、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすものとなります。
1_特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと
2_参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること
3_熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること
4_熊本城の価値や魅力を向上させるものであること
5_熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること
6_開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと
7_熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと

成果

- MICEプランの第1号案件として、2025年11月11日・12日の2日間で、公益社団法人能楽協会が天守閣前広場などを活用し、能楽の公演を実施（見出し写真）。
- 日中の見学では味わえない特別な雰囲気の中で、加藤清正が舞ったとされる「籠」などの演目を鑑賞いただき、熊本城の歴史や魅力を体感いただいた。

今後の取組・展望

2026年度以降の取組についても、様々なご提案をいただいているところ。熊本城の魅力をさらに高めるような活用を実施し、特別史跡熊本城跡の価値の発信と適切な保存につなげていきたい。

その他の活用方策

事業収入の獲得方法、すなわち文化財の活用によって資金を生み出す方策は、これまで紹介した以外にも多種多様なものが存在します。ここでは、この後に紹介する事例に関係する方策も含め、一部を紹介します。



入場料等の設定

従来から、文化財を見るために、あるいは中に入るために、入場料等を設定している例は多く見られます。近年では、将来的に当該文化財の保護のために必要となる費用に鑑み、入場料等の値上げに踏み切るケースも珍しくありません。また、値上げによって収益が得られることにより、来訪者に対して、より満足度の高くなるような仕掛けを用意することが可能となることも期待されます。

価格の水準（値上げ幅）や設定方法は様々です。値上げを計画的・段階的に行っているもの、訪問客の利便性向上と関連付けた価格設定を行っているもの、訪問客の属性に応じた価格設定を行っているもの、料金変動制を導入しているものなど、文化財が置かれた状況に応じて、様々な工夫が行われています。



宿泊施設・飲食施設等としての活用

文化財建造物は、人を惹きつける価値と魅力を持っています。「歴史的な空間でひと時を過ごすことの特別感」を最大限活かし、宿泊施設や飲食施設、最新の展示解説施設など、インバウンド誘客も見据えた収益施設に改修する例も増えてきています。改修にあたっては、文化財としての価値を損ねないよう注意する必要はありますが、活用の幅が広がりを見せる中で、思い切った活用事例も生まれています。



文化体験コンテンツの造成

訪日外国人観光客の約6～7割は、日本の豊かな文化を求めて来日しているともいわれています。日本文化の本質的な魅力に触れられるコンテンツを造成し、提供することは、国内外の高付加価値旅行者の知的好奇心を満たし、長期滞在化・リピート化に繋がることも期待されます。全国各地で質の高い文化体験コンテンツが造成され、地域に根差して継続していくように、国による補助事業も実施しています。



公開による活用

「文化財の公開」は、活用の最たるものです。動産・不動産を問わず、日頃非公開の文化財を特別に公開することは、多くの誘客のチャンスです。その機をとらえ、特別料金を設定すれば収益に繋がります。また、単に公開するだけでなく、そこに何らかの付加価値（例：専門家によるガイドツアー）をつけることで、より多くの収益を見込むことも可能になります。



ロケ地としての活用

各時代の特徴を表す建造物や美しい景観・街並み等は、ロケ地として活用されることも珍しくありません。映画やドラマといった映像系の大掛かりなものはもちろん、フォトスポットとしての活用もありますし、近年では、SNSの普及により、個人配信者による活用可能性も広がっています。フィルムコミッションと連携することにより、ロケ地誘致が軌道に乗る例も存在しています。



不動産賃貸

文化財建造物も不動産であることには変わりないため、賃貸することは可能です。したがって、個人や事業者に賃貸し、家賃やテナント料を得る道も存在します。もっとも、文化財建造物の使用にあたっては法規制等による一定の制約が存在するため、一般的な賃貸とは異なる手続きと配慮が求められる場合があります。文化財の特性を理解したうえで賃貸・利用することが重要です。



物販

文化財にまつわるグッズの販売により、収益をあげることも可能です。元手や企画力が必要になりますが、多くの人に当該文化財に愛着を持ち続けてもらえる仕掛けにもなりえます。







需要予測に基づく料金・定員・導線設計

京都府京都市

本事例のポイント

- 「保存と活用の好循環」を実現することを目的に、公開方法そのものを運営デザインとして位置づけている点
- 需要予測に基づき、料金設定・定員（入場枠）・導線を一体的に設計し、混雑緩和と収益性向上を両立している点
- 予約優先の時間帯別入場や繁忙日料金制など、データ起点の運営により、来訪者体験の質と文化財保全コストの両方を最適化している点
- 公共施設としてのガバナンスの下、条例の上限や市の承認プロセスを踏まえながら、柔軟な料金運用を実現している点

【文化財名称】
無鄰菴

【実施主体】
京都市／植彌加藤造園株式会社

【文化財概要】
指定状況：国指定
類型：名勝
所有者：京都市

実施背景と概要



無鄰菴は、文化財としての保存・修繕・庭園管理に継続的な費用が必要である一方、来訪者の受入れが過度になると、景観・植栽・建物への負荷が増し、文化財としての価値を損ないかねないという課題を抱えていた。

京都市は、名勝・無鄰菴を「保存と活用の好循環」を生む場として位置づけ、専門性と持続性を両立させるため、庭園管理と文化財活用の実績を持つ植彌加藤造園株式会社を指定管理者として選定した。指定管理者制度により、現場の裁量を活かした運営と、公共施設としての透明性・ガバナンスを両立させる体制を構築した。

その上で、入場者数・来訪時間帯・イベント開催状況等のデータを蓄積・分析し、文化財保全に必要な収益を安定的に確保しつつ、来訪者体験の質を高めるための料金・定員・導線の再設計に着手した。



工夫した点

● 予約優先による時間帯別入場

入場を時間帯ごとにコントロールすることで、庭園内の滞留人数を一定水準に保ち、混雑による景観・植栽への影響を抑制。
オンライン決済を取り入れた事前予約を基本とすることで、来訪者にとっても滞在イメージが描きやすく、満足度の高い体験につなげている。

● 需要予測に基づく定員設計

季節・曜日・時間帯ごとの来訪傾向を分析し、時間枠ごとの受入上限を設定。人数だけでなく、導線や滞在時間も踏まえた無理のないキャパシティを見極めることで、庭園の保全と快適性を両立。

● 繁忙日料金制とデータ起点の料金運用

繁忙期や特定の人気日について、条例の上限と市の承認を前提とした繁忙日料金制を導入。来訪データと収益との相関を継続的に分析し、料金設定を見直すことで、文化財保全に必要な収入を確保しつつ、過度な混雑を抑える抑制効果も得ている。

● 指定管理者と自治体による役割分担

指定管理者が現場運営・データ分析・提案を担い、京都市が料金上限や制度設計、情報公開等を通じて公共性を担保。双方の役割を明確にしながら、利用実態に即した柔軟な運営改善を継続している。



成果・今後の取組

無鄰菴は利用料金制度により運用されており、運営に対する補助金等の支給はない。需要予測に基づく変動料金制を導入した結果、単年度の黒字収支を達成した。なお、この収支は、無鄰菴と二件一括で指定管理者を募集した史跡・岩倉具視幽棲旧宅を含むものである。

また、夜間の一棟貸しや文化講座・お点前体験・能・音楽会等の自主事業から得られた収入を日常の巡回・清掃・警備や危機管理、軽微修繕など運営経費へ直接充当している。これにより、予約制と上限人数による快適性の維持とあわせて、庭園・建物の保存水準と顧客満足の双方を安定化させ、混雑の平準化と収益の安定化も進んだ。

今後は、自主事業を「保存の見える化」の機会として磨き、ボランティア／ファンクラブと連動した市民参加を広げるとともに、保存・体験・収益が相互に支え合うモデルの成熟と横展開を図る。



姫路城を未来へつなぐため、入城料区分を新たに設定へ

兵庫県姫路市

本事例のポイント

- 特別史跡姫路城跡内の維持管理及び整備にかかる経費の高騰が見込まれる中、料金を2026年3月に改定する。姫路城の保存継承及び市民の暮らしと歴史が共存したまちづくりの取組みを推進するため、市民に対する割引料金を設定した

【文化財名称】
姫路城大天守ほか／姫路城跡

【実施主体】
姫路市

【文化財概要】
●姫路城大天守ほか
指定状況：国指定
種別：国宝（建造物）
管理者：姫路市
●姫路城跡
指定状況：国指定
種別：特別史跡
管理者：姫路市

資金調達の背景・経緯

新たに策定した姫路城保存活用計画（計画期間：2025年度から2034年度）に基づき、特別史跡姫路城跡の維持管理費や保存整備費、社会情勢の変化、デジタル化等を見据え、適正な料金を算定した。

改定作業の際に、外国人料金や市民料金の設定が可能かどうかを「他の世界遺産や他都市の城郭の料金体系」、「一般からの意見」等を踏まえながら検討し、2026年3月より18歳以上を2,500円に設定し、市民は1,000円に割引することとした。

また、世界中の子どもたちの「世界遺産の保存と継承」への理解を深めるため、18歳未満を無料とし、姫路城と接する機会の拡大を図ることとした。

工夫した点

外国人料金の検討が早い段階で広報されたため、対応に苦慮したものの、様々な意見を集約することができた。

成果と今後の取組・展望

- 料金改定により、縦覧料が年間約10億円増額すると見込んでおり、それを姫路城内曲輪内のみならず、特別史跡地の維持管理経費や保存継承につながる保存修理・整備に必要な費用等に充当することができると考えている。

増額した料金を活用し、特別史跡地の保存管理、活用、整備を適切に実施することで、世界文化遺産にふさわしい、歴史・文化を守り伝える城郭都市を目指していく。



紙チケットとの差別化で、デジタル化の促進&待ち時間解消

長野県松本市

本事例のポイント

- 来訪者などの安全対策や今後の大型事業を見越し、2020年1月1日から、それまで410円だった入場料を700円に値上げ
- 2025年4月1日からは1,200円に値上げし、今後予定する施設整備の財源確保にも乗り出した

【文化財名称】
松本城天守 天守他4棟／松本城

【実施主体】
松本市

【文化財概要】
●松本城天守 天守他4棟
指定状況：国指定
種別：国宝（建造物）
管理者：松本市
●松本城
指定状況：国指定
種別：史跡
管理者：松本市

資金調達の背景・経緯

2014～2016年に実施した松本城天守などの耐震診断結果を受け、来訪者の安全対策として避難誘導などの訓練を受けた警備員の配置や、予定している大規模事業を見据え、入場料を2020年1月1日に700円に改定した。その後、2024年3月に策定した史跡松本城整備基本計画に基づき、近年の物価高騰などを踏まえて今後必要な施設整備費を見込み、国宝4城をはじめ国内の城郭や関連施設の料金体系も参考に大幅な値上げを行った。

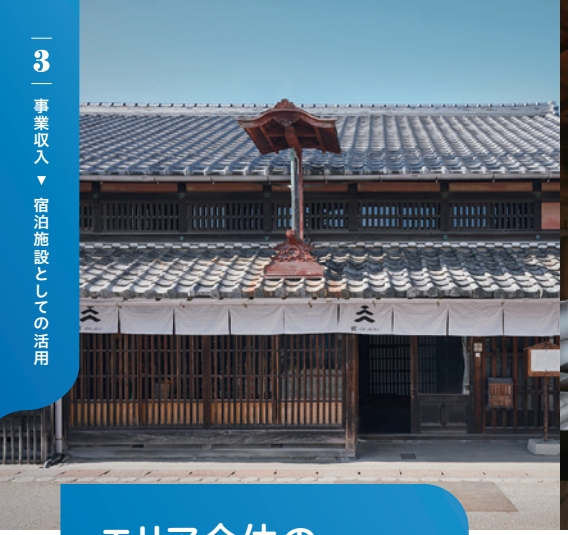
工夫した点

松本市では、利便性の向上及び業務の効率化を図るため、行政事務のDXを推進している。現在、松本城の入場チケットには、電子版と従来の紙タイプが存在するが、電子版を100円安く設定し、電子チケットの活用を促している。また、電子チケットでは日時指定制を導入し、観覧待ち時間の解消や混雑の緩和への取り組みも合わせて行っている。

成果と今後の課題

- 電子チケットの利用率は紙チケットと同額で導入した2024年当初の7%から2025年には17%に上昇しており、更なる利用拡大を目指している。

2025年夏には、紙チケットでの入場者が2時間待ちの列を作った。今後の電子チケット利用拡大には、スマートフォンの操作に不慣れな来訪者や、外国人来訪者への対応が不可欠である。





エリア全体の高付加価値化の中核を担う宿泊施設への転用

愛知県犬山市

本事例のポイント

- 所有者が維持管理に頭を悩ませていた文化財建造物を、地元有志が企業を立ち上げ、所有者から賃貸する形で宿泊施設に改修・転用
- 所在エリア全体の高付加価値化にも併せて取り組み、訪問者の満足度の向上を図っている

【文化財名称】
小島家住宅・真野家住宅

【実施主体】
(株)DonDen

【文化財概要】
指定状況：国登録
種別：有形文化財(建造物)
所有者：個人

資金調達の背景・経緯

所有者からの相談を契機に、地元有志で活用方策を検討。建物の規模、今後の維持管理に見込まれる負担、他地域での事例からの視座等を踏まえ、レストラン機能や文化体験機能を備えた宿泊施設への改修を決意し、活用事業のための会社を設立した。会社が所有者から建物を借り受け、国の補助事業を活用して母屋と蔵を宿泊施設「宿 - SHUKU- 」に改修し、事業実施に至った。

成果と工夫した点

国の補助事業の利用にあたっては、犬山城下町全体を高付加価値化する意欲と実行力のある１０弱の事業者と共に、観光協会の取りまとめの下に申請。両住宅の改修が、周辺地域一帯の繋がりを生み、エリア全体の高付加価値化を押し進めるきっかけとなった。

地域一帯の繋がりは、各事業者が「得意分野で協力する」土壌を生み、犬山城下町を訪れた人々の文化体験の充実・満足度の向上にも繋がっている。両住宅では、歴史的建造物での茶席体験やレストラン「日本料理　古今」で丁寧に作られた日本料理等を提供している。

今後の課題と展望

犬山市全体として宿泊客が少ないことが課題。特に平日の稼働率を上げるために、インバウンドの高付加価値旅行者へのアプローチ、「滞在すること自体が体験になる」ことのアピールがより一層必要。また、事業をより安定化させ、かつ、連担している犬山城下町の景観を守ることにも寄与するために、第二期事業の展開も検討している。





地域の人をつなぎ経済を回す、農村の一棟貸し民家

和歌山県有田川町

本事例のポイント

- 中山間地域では、資金調達に加え、人材の確保が課題
- 地域の暮らしそのものが地域の魅力であるとして、まちづくり会社が、母屋や納屋等を含めた敷地全体を一組に貸し出すとともに、地域の担い手が提供する体験プログラムの窓口となり情報発信を実施
- 宿泊料は、体験プログラムの実施や建物の維持管理にも充当

【文化財名称】
蘭島及び三田・清水の農山村景観

【実施主体】
株式会社地域創生

【文化財概要】
指定状況：国選定
種別：重要文化的景観
管理者：株式会社地域創生

資金調達の背景・経緯

旧笠松家住宅は、紙漉きで発展した集落の中心的な役割を果たしてきたが、長年空き家となっていた。屋敷地を地域で活用してほしいという所有者と、地域の交流拠点を造りたいというまちづくり会社である株式会社地域創生を、町が引き合わせた。株式会社地域創生が所有者より土地建物を借り、母屋と納屋を町の補助金を受けて修理（国庫補助を活用）し、水回り等を改修して宿泊施設を実現させた。

成果と工夫した点

宿泊施設「笠松亭」は、地域の暮らしをゆっくり楽しみたいという若い世代や海外からの旅行者等を招き入れ、地域の活性化に寄与している。体験プログラムは株式会社地域創生が窓口になり、笠松亭とともにホームページに掲載することで、郷土料理を出す店や紙漉き体験ができる施設、ガイドや山菜摘み体験をできる地域の人材等に来訪者をつなぎ、滞在時間と満足度を向上させている。

加えて、笠松亭は、重要文化的景観をはじめ地域や建物の歴史を伝えるビジターセンターや地域の子どもたちの学びの拠点としての役割も果たしている。

今後の取組・展望

観光を産業とすることは地域の持続的発展の可能性の一つと考えられるが、１拠点で実現することは難しい。住民とまちづくり会社、他の事業者・行政等の関係者が話し合い、連携協力を深めることが求められる。



体験コンテンツ造成による収益化モデル

奈良県奈良市

本事例のポイント

- 文化財の保存と活用を両立するため、体験型コンテンツによる収益化を実施
- 歴史や地域の物語を軸に、文化財の価値を体感的に伝える仕組みを構築
- 補助金を活用した試行を経て、自走型の運営モデル形成を目指した点が特徴
- 地域事業者と連携し、文化財を核とした経済循環を創出

【文化財名称】
藤間家住宅母屋含む2件

【実施主体】
一般社団法人高畑トラスト

【文化財概要】
指定状況：国登録
種別：有形文化財（建造物）
所有者：一般社団法人高畑トラスト

資金調達の背景・経緯

対象の歴史的建造物は老朽化が進み、安全性確保と保存が急務であったが、維持管理には継続的な費用が必要であり、寄付や補助金だけでは安定運営が難しい状況であった。そこで、文化財の価値を体験として提供し、その参加費収入を維持管理費に充当する収益モデルを検討した。

体験開発の初期段階では、文化庁「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」の補助金を活用し、専門家との連携による体験内容の試行、コンテンツの磨き上げなどを進め、事業化の基盤を整えた。補助金により初期リスクを抑えつつ質の高い体験造成が可能となり、その後の自立的運営につながる下地が形成された。

取組の概要

- 歴史的建造物の修復過程や地域に根づく伝統技術を題材に、文化財の価値を体感的に学べる体験コンテンツを造成した。
- 長期滞在型プログラムと短時間のワークショップを組み合わせ、専門的に学びたい層から観光客まで幅広い参加を可能とした。
- 体験参加費を主な収入源とし、得られた収益を建造物の維持管理費に充当する運営モデルを構築した。
- 体験で使用する体験キットや教材について、地域の職人や事業者と連携し、共同商品開発を行った。
- 多言語対応や海外向け情報発信を行い、インバウンドを含む国内外の参加者を対象とした取組を展開した。

工夫した点

体験造成では、修復の歴史や伝統技術を文化財の「物語」として再編集し、専門家から学べる体験価値へと転換した。長期滞在型研修と短時間ワークショップを組み合わせることで、多様な参加層を受け入れている。多言語対応や地域職人との協働により、インバウンド対応と地域への波及効果も図った。



所有者自らが講師となり、文化財の歴史や修復の背景を伝えながら実施する金継ぎ体験コンテンツ



文化財空間での学びを深める、インバウンド向け長期滞在型研修

事業効果と課題

- 体験を通じた文化財の価値認知の向上
- 参加費収入による維持管理費の一部確保
- 来訪者増加および再訪意欲の向上
- 地域事業者との連携強化
- 自主運営に向けた運営基盤の形成

〈 事業効果 〉

体験コンテンツの導入により、文化財の歴史的背景や保存の意義を、参加者が主体的に理解する機会が生まれた。文化財にまつわる技術や物語を反映した体験キットの活用や地域事業者との連携により、単なる見学にとどまらない「学び」と「納得感」を伴う体験を提供し、来訪動機や再訪につながっている。

また、参加費収入を維持管理費に充当する仕組みを整えたことで、日常管理や小規模修繕への対応が可能となり、補助金に依存しない運営に向けた道筋が見え始めた。さらに、地域の職人や事業者が体験運営に関与することで、地域内連携が進展し、試行を通じて企画・集客・運営のノウハウが蓄積され、自主運営に向けた基盤形成が図られている。

〈 課題 〉

- 人材・運営：少人数体制のため、講師・多言語対応の負担が大きい
- 集客・発信：SNS中心では安定的な参加者確保に課題
- 収益性：維持管理費補填段階にとどまり、付加価値向上が必要
- 自立運営：補助金に依存しない体制への移行が課題

今後の展望

今後は、参加者からのフィードバックを継続的に収集・分析し、コンテンツの内容や進行方法、解説の構成等を見直すことで、体験の質が段階的に向上していくと考えられる。あわせて、海外からの参加者を意識した多言語での情報発信や、文化的背景の違いに配慮した説明手法を充実させることで、インバウンドを含む幅広い参加層への展開が可能となる。

また、企業との連携による新たな体験コンテンツの造成や共同商品開発を進めることで、体験内容の多様化と付加価値の向上が図られ、安定的な収益確保に資する取組へと発展していく。補助金により整えた初期基盤を活かしつつ、体験参加費や関連商品の販売等による民間収入を運営の柱とする体制が形成されることで、補助金に依存しない持続的な運営への移行が見込まれる。

これらの取組を通じて、文化財の価値を体験として社会に開き、その収益を保存や維持管理へと還元する「好循環モデル」が深化するとともに、地域事業者や担い手との連携を通じて、文化財を核とした持続的な発展が図られていくことが期待される。



Photo：Takumi Ota

高付加価値な公開活用で維持管理費を確保

神奈川県三浦郡葉山町

本事例のポイント

- 通常は宿泊者にしか公開していない「葉山加地邸」の建物を、支配人による解説付きで巡る館内ツアーを2024年に開始
- 建物の魅力を十二分に味わうことのできるこのツアーでは、参加者はこの建物で暮らしていた当時の人びとの息遣いや、葉山の地に伝わる別荘文化にも思いを馳せることができる
- こうした高付加価値な公開活用事業の他、宿泊事業、撮影ロケ地事業も手掛けており、現在は活用による収益のみで建物の維持管理費をまかなっている

【文化財名称】
葉山加地邸（旧加地邸）

【実施主体】
株式会社 Antique Lovers

【文化財概要】
指定状況：国登録
種別：有形文化財（建造物）
所有者：株式会社 Antique Lovers

資金調達の背景・経緯

三井物産の初代ロンドン支店長を務めた加地利夫の別荘として、フランク・ロイド・ライトの愛弟子・遠藤新の設計で1928年に竣工。

ライトの影響を色濃く受けながらも、遠藤自身の個性を花開かせた代表作のひとつ。プレーリースタイルと呼ばれる建築様式で、屋根を低く抑え、自然の素材や色彩を生かしながら、水平ラインを強調することで、建物全体が葉山の大地と調和するようにデザインされている。また、照明や家具までデザインするライトの「トータルデザイン」の思想も受け継がれている。

老朽化により継承が危ぶまれていた加地邸を残すため、2014年に建築史家・藤森照信氏を代表とする「加地邸保存の会」が発足、葉山芸術祭と連携して「加地邸をひらく」という公開イベントやシンポジウムを開催した。

こうした取組をきっかけに、2016年に株式会社ヨネヤマ取締役の武井氏が加地邸を継承（2025年現在、武井氏が代表を務める株式会社Antique Loversが所有）。「活用しながら残す」という考えのもと、クラウドファンディングも活用して改修整備を行い、2021年に一棟貸しの宿泊施設としてオープン。テレビドラマ・映画・雑誌等の撮影ロケ地、結婚式場としての活用も手掛けつつ、2024年からは公開活用事業に着手し多くの来訪者を迎えている。

取組の概要

- 館内見学ツアーは、体験予約サイトである「Otonami」限定のプログラムとして実施している。
- 料金は9，500円（名／税込）。料金には、特別ツアー体験料、施設利用料、ティータイムの飲物と洋菓子代を含む。
- 所要時間は1時間半。体験の流れは、館内建築ツアー約50分→自由時間約20分→ティータイム約20分。館内には体験開始の30分前から入場可能。
- 催行日時は隔週火曜日で1日3回実施。1回あたりの最大参加人数は12名。



Otonamiでの販売ページ

工夫した点

- 「Otonami」は大人のための非日常体験を取り扱うプラットフォームであり、知的好奇心の高い層をターゲットに、厳選された上質な体験を提供している。「Otonami」が得意とする客層と「葉山加地邸」がターゲットとする客層とが合致しており、効果的な集客につながっている。
- 支配人による分かりやすい解説は、保存会などの研究成果を参照するとともに、遠藤新研究の第一人者である井上祐一氏が加地邸を訪れるたびに行うレクチャーの内容も反映しており、学術的裏付けのある質の高いものとなっている。
- 支配人は公募し、建物を大切にしてくれる人、加地邸の玄関から出てくるにふさわしい人という基準で採用した。
- 解説を聞くばかりでなく、ティータイムを設けることで、建物内での滞在自体を楽しむ時間としている。ティータイムは、各参加者が建物内の好きなスポットを選んで過ごすことが可能。提供する飲み物や洋菓子は、地元のコーヒーショップ・パティスリーと連携し、葉山らしさを提供している。



ガイド風景（©J-CAT）

成果

- 満足度の高い体験コンテンツの造成
- 高い稼働率の維持
- 活用による収益のみでの維持管理費の確保

2024年3月に販売を開始すると、約1ヶ月半で年末開催分までの予約が埋まるほどの大きな反響があった。2024年は毎週開催し延べ約1，500名が参加したが、ドラマ撮影等の長期的な平日利用の予約を受けられなくなったため、翌年は隔週開催に変更した。

建物の保存継承には定期的な維持管理が不可欠となる。葉山加地邸でも雨樋の劣化や柱の腐朽などが生じており、毎年何かしらの修理が必要な状況となっているが、現在は活用による収益のみで維持管理費をまかなっている。

今後の取組・展望

オーナーの武井氏は、「建物を守るためには、地元の人に愛され、誇りに思ってもらうことが重要」と考えて取り組んできた。葉山加地邸を愛する人を増やす取組の一環として、2024年からは、葉山町教育委員会と連携して地元小学生向けの無料見学会も実施している。

建物があるからこそ、竣工当時の人びとのライフスタイルや地域の歴史を残すことができる。そのために、建物を愛する人を増やし、建物を愛する人たちの気持ちをしっかりとマネタイズにつなげ、活用による収益を建物の維持管理につなげていく。



大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～」(NHK)

ロケ地としての活用で施設運営費用の一部を捻出

愛知県犬山市

本事例のポイント

- 特定時代の特徴的な建造物の集積地という性質を活かして、ロケ地として活用
- その利用料を所有建造物の保全も含めた施設の運営費に充当

【文化財名称】
旧呉服座、明治村帝国ホテル中央玄関　等

【実施主体】
博物館明治村

【文化財概要】
指定状況：国指定、国登録　等
種別：重要文化財（建造物）、有形文化財（建造物）　等
所有者：公益財団法人明治村

資金調達の背景・経緯

60数余の建築物を移築保存する明治村は、広大な敷地の中に、明治時代を中心とする特徴的かつ多様な建造物が集積していることにより、ロケ地としての活用実績を多数有する。ロケ地活用を始めた当初は、博物館という性質もあって無料としていたが、利用件数が増えるにつれ、ロケ地活用も資金調達方策の一つと位置づけ、利用料を取る方向に舵を切った。現在は、利用する建物や撮影期間・時間帯等に応じて、利用料を設定している。

成果

- 月に1・2件程度のペースで村内をロケ地として提供
- 映画やドラマの大規模な撮影はこれまで30件以上実施
- 利用料は、所有建造物の保全も含めた施設の運営費に充当

犬山市観光協会がフィルムコミッションとして犬山市内での撮影支援活動を行っており、明治村も撮影地の提供に関し連携・協力している。これと併せて、撮影希望者からの直接の依頼もあり、比較的コンスタントにロケ地活用が行われている。

今後の課題と展望

今後も、継続的にロケ地誘致を行っていく意向。ロケ地として活用した事実を更なる誘客に繋げる工夫を考えたい。多くの文化財を所有する文化施設だからこそ、「文化財を残すことをどう経済的利益に変えるか」を考える必要性を感じており、ロケ地利用料単価を見直すことも視野に入れている。

4 組織・運用

PFI方式・コンセッション　／　指定管理者制度

組織・運用とは

文化財が地域の中で守り伝えられていくためには、文化財に主体的に関わる人がより多様化して増えていくことも重要です。2018年の文化財保護法改正以降、民間企業やNPOがより主体的に関わる「パートナーシップ型」の組織や運用制度が注目されています。
代表的なものを紹介します。

● 文化財保存活用支援団体

自治体が、地域の文化財保護に取り組むNPO法人や一般社団法人などを「支援団体」として指定する制度。支援団体は、自治体に代わって、文化財の管理や調査、イベントの企画、情報発信などを行う。

ポイント　行政だけでは手が回らない「きめ細かな管理」や「柔軟な活用企画」を民間が担うことができる。また、この団体が窓口となることで、企業からの寄付やボランティアを募りやすくなるメリットも。

● 協議会

市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」において、地域の中で協議会を組織し、計画段階から多様な民間主体（観光協会、商工会、大学、まちづくり会社など）を巻き込む仕組み。

ポイント　「保存は教育委員会、活用は観光課」という縦割りを打破し、民間企業がビジネスの視点（古民家ホテルやカフェ、ガイドツアーなど）で文化財の維持に関わる道筋を公式に作ることができる。

● 管理責任者

高齢化などで文化財を管理できなくなった個人の所有者に代わり、第三者が管理を担う制度。かつては法人の指定に制限があったが、改正により、適切な能力があると認められれば民間企業やまちづくり団体も「管理責任者」として選任されることができるようになった。

ポイント　放置されるリスクのある文化財を、民間のノウハウでメンテナンスしつつ、「活用しながら守る」ことが法的にスムーズになる。

● PPP／PFIや指定管理者制度

自治体が所有する文化財施設の管理を民間に委託する制度。
次頁から具体例とともに詳しく紹介する。

PFI方式・コンセッション

PPP／PFIとは

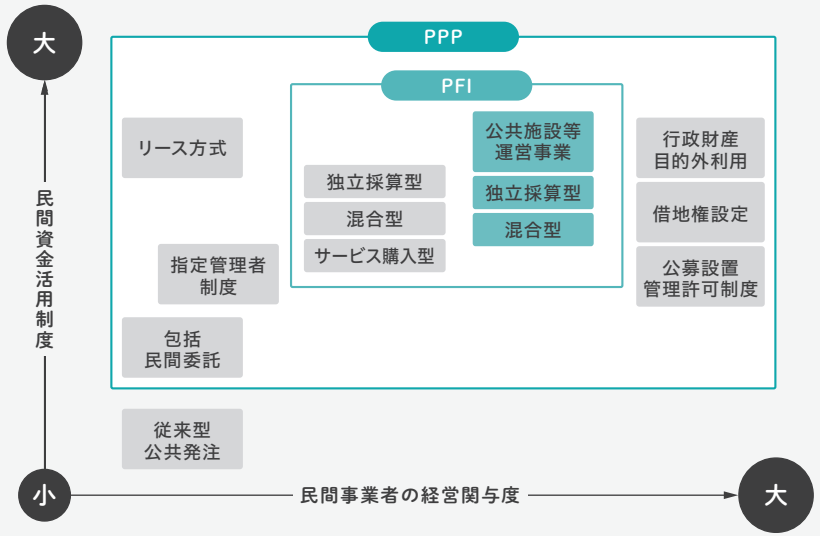
PPPは、Public（官）・Private（民）・Partnership（連携）の略称で、官民それぞれの強みをお互いに生かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現する手法です。

民間資金の活用度や、民間事業者の経営関与度の大小により、PPPには様々な事業類型に分類できます。なかでもPFI（Private Finance Initiative）は公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して行う手法で、発注の一括化によるコストダウンや、民間収益事業の組み合わせによる事業採算性向上などがメリットとして見込まれ、空港や水道、発電施設などのインフラ施設や、文教施設などの多様な分野で活用されています。

また、空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図る小規模な官民連携による取組はスモールコンセッションと呼ばれ、政府の「PPP／PFIアクションプラン」（2023年改定）で推進施策に位置付けられているほか、スコールコンセッションに取り組む関係者の交流や情報発信のためのプラットフォームも設立される（2024年12月）など、取組が進んでいる分野です。

文化財についても、民間事業者のノウハウを生かして公共所有の歴史的建造物の新たな活用方法を生み出すなど、PFIの事例が積みあがっています。

事業マッピング図



※事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

※内閣府資料「PFI事業の概要」（内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）、2023年7月）をもとに作成。

コンセッション方式とは

PFIの一形態としてコンセッション（公共施設等運営事業）方式があります。利用料金の徴収を行う公共施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式で、民間事業者のノウハウ等を生かしたより自由度の高い事業実施が期待できます。

文化財についても、公共サービスの提供施設として利用されている建造物や、現在使用されていない古民家等を、自治体の負担を軽減しつつ民間の知恵を生かして有効活用する一手段として注目されています。

コンセッション方式のメリット・留意点

	メリット	留意点
地方公共団体	● 運営権対価の取得 ● 遊休状態にある文化財の有効利用 ● 民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進	● 文化財活用の目的を明確にしたうえで、他の手法（指定管理者制度や借地・借家契約など）でも達成可能かどうか整理する必要がある
民間事業者	● 文化財の価値を活かした事業展開による、トップライン向上 ● 運営権の抵当権設定を通じた、円滑な資金調達 ● 運営権の付与による自由度の高い事業運営	● 事業展開の過程で、文化財の本来的な価値を損ねることがないよう注意する必要がある
地域住民	● 文化財を活用した施設の利用を通じた、サービスの享受やシビック・プライドの醸成	● 地域外企業の参加による地域コミュニティの質的・量的変化の可能性も踏まえた、行政・地域の十分な協議が必要

参考情報

内閣府において、PPP／PFI手法の推進を図る「民間資金等活用事業推進室」が設置されている。PPP／PFIの実施を検討する際には、こちらのホームページに掲載されている各種情報も参考となる。

▶https://www8.cao.go.jp/pfi/index.html



スモールコンセッション方式による重要伝統的建造物群保存地区の町家再生

山口県萩市

本事例のポイント

- 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている浜崎伝建地区にある大型町家を、書店と美容室を組み合わせたユニークな業態を展開する事業者に貸し出し
- コンセッション方式を導入して維持管理費用の抑制と初期整備費用の回収を目指しつつ、初期整備は市が負担することで事業者の参入を容易に。地域に溶け込みながら活性化にも寄与する、浜崎伝建地区に欠かせない建物へと生まれ変わっている

【文化財名称】
萩市浜崎重要伝統的建造物群保存地区

【実施主体】
萩市・株式会社アタシ社

【文化財概要】
指定状況：国選定
種別： 重要伝統的建造物群保存地区
所有者：萩市

資金調達の背景・経緯

萩市の重要伝統的建造物群保存地区・浜崎伝建地区内に位置する旧松屋生花店。建築年代は明治初期に遡るとみられる大型の町家で、生花店の移転に伴い空き家となっていたところ、萩市が寄付を受けて引き取った。

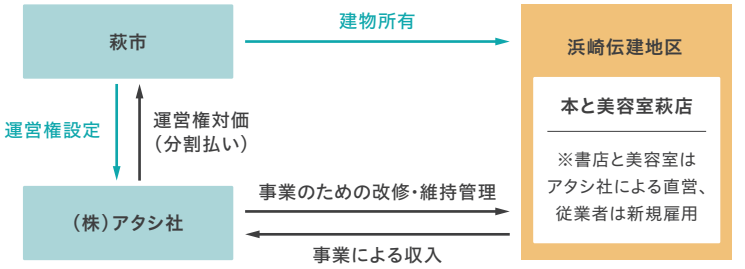
萩市では従来、文化財の空き家問題や、維持管理費の委託コスト負担増といった課題を抱えており、それらを解決するための手法として本件ではコンセッション方式の導入を決定。既に同地区内で複数の民間事業者が伝統的建造物を活かした宿泊・飲食施設等を展開していたことも、導入の後押しとなった。

公募の結果、以前から萩市ビジネスチャレンジサポートセンター「はぎビズ」※からの打診を受けて地区内での事業展開を模索していたアタシ社が選定され、「本と美容室萩店」が開店されることとなった。

【事業期間】2023年9月～2043年3月（20年間）
【運営権対価】約1,600万円（分割払い）
【オプション】事業者からの届出により、市の承認のもとで20年の事業期間延長が可能

※ 萩市内とその周辺地域の事業者・起業希望者を伴走型で支援する相談所

● スキーム



工夫した点

● **萩市によるコンセッション方式導入の準備**

公募にあたり、老朽化が進んでいた建物は萩市が国の補助金も活用しながら事前に保存整備を実施。建物の躯体改修には多額の費用がかかるが、萩市が負担することで建物の健全な状態を担保し、資本力が小規模な事業者でも参入しやすい素地をつくった。

● **アタシ社によるユニークな事業展開**

アタシ社は、客単価が低い書店と、客単価が高く予約来店による安定性が高い美容室を組み合わせることで、ユニークながら事業化を目指せる業態を展開。どちらも地域には不可欠の施設であり、また美容室の利用を目的とした県市外からの広域集客が可能なことで、地区に溶け込みながらにぎわい創出・活性化にも寄与する拠点となる可能性を秘めていた。



全景



美容室部分

成果

- 当初の保存整備の際に萩市が負担した金額は、契約期間中に約半額を回収できる見込み。他の施設ではNPO法人等への委託による維持管理・人件費コストがかかるところ、本施設については事業者が負担することでコスト削減を実現。
- 「本と美容室」は、浜崎のまちづくりを担う「浜崎しっちょる会」や他の空き家を活用する民間事業者ともつながりながら、地区内の居場所を確立。地域住民との良好な関係のもと、商圏の小さなエリアでも、その地区ならではの事業を提供することに成功した。

今後の取組・展望

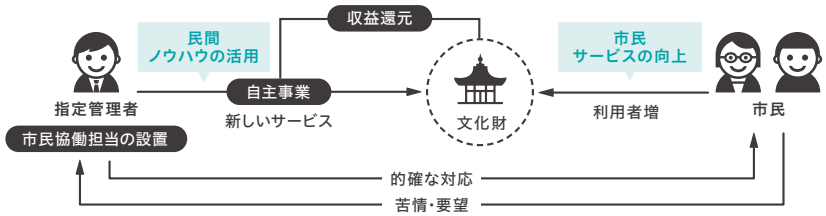
商業エリアという特性や、起業相談所やまちづくり団体の協力で、以前から外部民間事業者の受け入れの素地があったことや、建物の文化財的価値に対する深い理解が事業者にあったことが、コンセッション方式と上手くかみ合った事例。

今後は、「本と美容室」の誘客効果を萩市全体の地域観光へ波及させるような取組も視野に入れて、事業を続けていく。

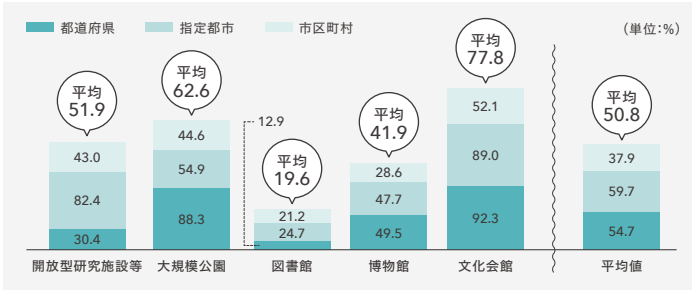
指定管理者制度

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公共施設の設置の目的を効果的に達成するために、地方公共団体が指定する法人などの団体（＝指定管理者）に、公共施設の管理を行ってもらうという制度です。（地方自治法第244条の2第3項）



指定管理者制度を導入する文化財関連施設



※「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等（2023年5月17日公表）」を元に作成
※導入率の算出方法は、制度導入施設÷公の施設数×100となる

文化財関連施設として抽出した左記施設への指定管理者制度の導入率は、現状で平均5割を超えています。

このうち最も導入率が高いのは文化会館、次いで大規模公園となっています。

指定管理者制度のメリット・デメリット

指定管理者制度を文化財関連施設に導入するにあたっては、メリットとデメリットの両面が存在します。

メリット	デメリット
● 地方公共団体の財政負担の軽減 ● 柔軟な組織運営・事業展開による施設パフォーマンスの向上 ● 民間運営による利用者サービスの質の向上 ● 運営の多様性の確保　等	● 指定管理者の撤退によるサービスの停止 ● 極端なコスト縮減等によるサービスの低下 ● 学芸員等の継続的な専門人材確保の難化 ● 長期的視野に則った運営方針の欠如　等

指定管理者制度の導入によって様々なメリットを享受できる一方で、一定期間ごとに運営主体が入れ替わる可能性があることから、長期的な視野での運営や専門人材を確保することが困難であることが、デメリットとして想定されます。指定管理者制度を上手く活用するためには、地方公共団体による長期的な施設の運営方針の検討や専門人材の派遣など、施設を保有する地方公共団体の舵取りが重要なポイントとなるでしょう。



民間活力の導入による安満遺跡公園の管理運営

大阪府高槻市

本事例のポイント

- 公園整備構想に基づいて「市民とともに育て続ける公園」を実現するために、多彩な関係者の連携による公園の管理運営を進めている
- 指定管理者制度の導入だけでなく、民間事業者を積極的に参画させる公園運営・経営を実施している
- 長期的な史跡公園の運営方針を掲げ、指定管理者制度及び民間事業者を効果的に導入した管理運営を実現させており、今後の史跡公園における保存・活用のモデルケースとなることが期待される

【文化財名称】
安満遺跡

【実施主体】
安満遺跡公園パートナーズ（西武造園（株）、（株）ワールドインテック、（株）地域環境計画の3社で構成された団体）

【文化財概要】
指定状況：国指定
種別：史跡
所有者：高槻市

実施背景

安満遺跡は、弥生時代の集落遺跡であり、環濠の内側に形成された集落の居住域、その縁辺で営まれた水田耕作による生産域、方形周溝墓群からなる墓域の3域が有機的に配され、それぞれの変遷をたどることが可能となる弥生時代唯一の遺跡として、1993年に指定した史跡である（2011年追加指定）。

2012年に協定書が取り交わされた史跡指定地からの京都大学附属農場移転を契機として、史跡公園（13.7ha）と防災公園（8.1ha）が共存する総合公園としての公園整備構想が、外部有識者による委員会や市民ワークショップ等で検討された。これにより5つの目標像：①歴史資産の保全活用、②地域防災力創生の場、③みどり豊かな景観・環境の創出、④成熟化社会に向けた公園、⑤高槻版市民が育てる公園づくり、が定められ、この目標像に基づく整備が進められることとなった。

2019年3月に安満遺跡公園として一次開園し、コロナ禍を経て、2021年3月には全面開園に至っている。

現在の安満遺跡公園は、史跡公園については、全域に地下遺構保存のための保護盛土を施し、旧農場建物群を歴史体験施設や休憩・展示施設に改修して歴史拠点としている。また、防災公園については、各種の防災施設の整備に加え、パークセンターや民間事業者が運営する施設等を活用することで市民活動拠点となるように整備されている。



安満遺跡公園状況図（高槻市作成を一部改変）

市民とともに育て続ける公園

安満遺跡公園の管理運営は、整備構想の段階から指定管理者を主体としつつ、市民との協働を図る一体的な管理運営を前提に検討されており、以下の指定管理者の事業者公募の際に示された管理運営の基本方針にもその考えが反映されている。

> 整備構想の理念・目標像に基づき、重要な歴史資産である史跡安満遺跡を体感できる場の提供に加えて、「市民とともに育て続ける公園」の実現に向けて、多彩な関係者（公園管理運営者・市民活動組織・企業・本市）が連携・協力して管理運営に取り組む。
>
> また、広大な緑のオープンスペースの利活用が促進される管理運営を行うとともに、公園経営の視点をもって魅力的なサービスの提供や質の高い管理運営をめざす。

この「市民とともに育て続ける公園」の実現のために公園の管理運営に参画しているのが「安満人倶楽部（あまんどくらぶ）」という市民活動組織である。２０１４年から市民活動プロジェクトとして公園計画地で活動を始め、２０１７年に同倶楽部として発足している。現在では、歴史・自然・防災・広報等８つのグループ１００余名が協力して活動し、指定管理者である安満遺跡公園パートナーズと共に市民による魅力ある公園づくりのためのイベントやプログラムを展開している。

また、公園の魅力向上につながる活動について、市民・民間事業者・行政の各関係者による協議の場として「魅力アップミーティング」を２ヶ月に１回の頻度で開催し、相互の情報共有と利用者の満足度向上を図るための方策について意見交換を行っている。



環濠内芝地を利用した地元Jリーグチーム（ガンバ大阪）による幼児・児童サッカー教室のイベント

民間事業者の参画

民間事業者が参画する管理運営体制を重要視して、計画的な公園経営を進めていることも本園の特徴である。

安満遺跡公園は都市計画法に基づく都市公園として設置されていることから、都市公園法第５条の適用により、民間事業者が公園施設の設置・管理許可を受け、市に使用料を納付することで、独立採算でサービス施設を運営することが可能となっている。安満遺跡公園パートナーズが指定管理者として公園全体の管理運営を担いつつ、この制度を利用した民間事業者によるサービス施設が現在園内６ヶ所において導入されている。

表：民間事業者による園内サービス施設一覧

店舗	事業者	許可形態
安満遺跡公園 プレイヴィル	㈱ボーネルンド	管理許可
歴史拠点施設 レストラン	㈱バルニバービ	管理許可
サンデーズベイク 569	㈱バルニバービ	設置許可
ペットサービス ショップ	㈱アソボラボ	設置許可
体験型 キャンプカフェ	㈱グローウィング	設置許可
スペシャルティ コーヒーストア	スターバックス コーヒージャパン㈱	設置許可

また、園内４ヶ所の公園施設にネーミングライツを導入し、得られた収入を運営管理費に充てている他、園内の史跡指定地外２か所に合計４００台を超える有料駐車場を設けることで、公園利用者の利便性向上を図るとともに指定管理者の主な収益源となって運営管理費に充当されている。

表：園内ネーミングライツ導入施設一覧

施設	ネーミングライツ パートナー事業者	施設名
大屋根 広場	㈱SAKURA	SAKURA広場
パーク センター	㈱ボーネルンド	ボーネルンド Park Center （ボーネルンド パークセンター）
エントランス 広場	サンスター㈱	サンスター広場
トイレ	㈱高浄	TAKAJYO TOILET （タカジョウトイレ）



園地内への民間事業者による スターバックスコーヒーストアの設置

成果

安満遺跡公園については、２０１９年の一次開園以降、安満遺跡公園パートナーズが2028年まで指定管理者となる契約となっており、この成果については、５年目が終了した時点での中間評価が高槻市から公開されている※。

施設の利用状況について、貸室利用の件数は２０１９年度から２０２３年度までに約３倍の年間３，０００件を超す利用状況となっており、イベント開催の件数も安満人倶楽部との協力の下、コロナ禍による一時的な落ち込みはあるものの、初年度と比較し、２０２３年度は３倍以上の年間４００件を超えた開催実績となっている。

収支の状況については、２０１９年度こそ赤字であったが、２０２０～２０２３年度にかけては黒字に転換し、余剰金を市に納付しているとのことである。なお、５年間の収支合算は２，１００万円の黒字となっており、これは有料駐車場の収益による部分が大きいとのことであった。

また、公園利用の満足度アンケート調査を実施しており、２０２０年度は「満足・やや満足」との回答が７割強であったのに対し、２０２１年度の全面開園以降は同回答の割合は毎年度９割強となっている。

以上のことから、安満遺跡公園での指定管理者制度を始めとする民間活力を導入した本例は、まだその途上ではあるものの、市民・民間・行政が一体となり効果的に運用されている史跡公園の好事例として示すことができるであろう。

※ 街にぎわい部歴史にぎわい推進課2024『安満遺跡公園指定管理者の中間評価』高槻市

今後の展望

指定管理者制度のデメリットの一例として、運営主体が入れ替わることによる長期的視野での運営方針の欠如が指摘できる。これに対し安満遺跡公園では、史跡整備の段階から公園整備構想を検討し、当構想に基づいた整備、そして現在の管理運営に至るまで、一貫した目標像や方針に従って史跡を中心に周辺施設や多彩な関係者と連携した保存・活用が図られている。したがって、将来的に運営主体の入れ替わりが発生したとしても、この目標像や方針に基づいた史跡公園の管理運営を継続することが前提となる。

本公園では、今後も「市民とともに育て続ける公園」の実現に向けた利活用が進むことで、新たな市民文化の形成・醸成が促進され、時代やニーズに合わせた史跡公園づくりが継続することが期待される。

文化財保護のための資金調達ハンドブック
地域の宝もの 社会総がかりで守ろう！

令和8年3月発行

編集・発行　文化庁　文化資源活用課
〒602-8959
京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85-4
TEL：075-451-4111

執筆協力　READYFOR株式会社